いのち支える自殺対策の取組那覇市自殺対策計画

~誰も自殺に追い込まれることのない那覇市の実現を目指して~

中間評価及び改訂版



目次

第1章	計画策定にあたって		
1	計画策定の背景		• • • • 1
2	計画の基本方針(追加)		• • • • 1
3	計画の位置づけ		• • • • ∠
4	計画の期間		• • • • ∠
5	計画の目標(数値)		5
第2章	本市における自殺の特徴		• • • • 6
第3章	いのち支える自殺対策における取組		
1	いのち支える自殺対策における施策の構成		$\cdots 16$
2	基本施策		
	(1)地域におけるネットワークの強化		• • • 1 9
	(2)自殺対策を支える人材の育成		• • • 2 2
	(3)自殺対策の啓発と相談対応		• • • 2 5
	(4) 生きることの促進要因への支援		• • • 3 (
	(5)児童生徒の SOS の出し方に関する教育		• • • 3 4
3	重点施策		
	(1) 高齢者の自殺対策		• • • 3 5
	(2) 生活困窮者の自殺対策		• • • 3 9
	(3)勤務問題に関連する自殺対策		• • • 4 2
	(4)無職者・失業者の自殺対策		• • • 4 4
	(5)こども・若者の自殺対策(追加)		• • • 4 6
4	生きる支援の関連施策	• • •	• • • 4 9
第4章	自殺対策の推進体制		5 6
1	那覇市自殺対策関係機関連絡会議(外部会議)		
2	那覇市自殺対策関係機関連絡会議(庁内会議)		
3	計画の進捗管理		
4	自殺対策推進体制図	• • •	• • • 5 7
中間評価	西及びまとめ		6 (

第1章 計画策定・見直しにあたって

1 計画策定の背景

平成28年に改正された自殺対策基本法において、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、本市のこれまでの取組みをさらに推進するために、「那覇市自殺対策計画」を策定しました。このたび計画策定から5年を経過したため中間評価を行いました。

2 計画の基本方針

本市では、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱ならびに令和4年10月の新たな「自殺総合対策大綱」見直しを踏まえ、令和6年度以降については、以下の6つの基本方針に基づき、自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

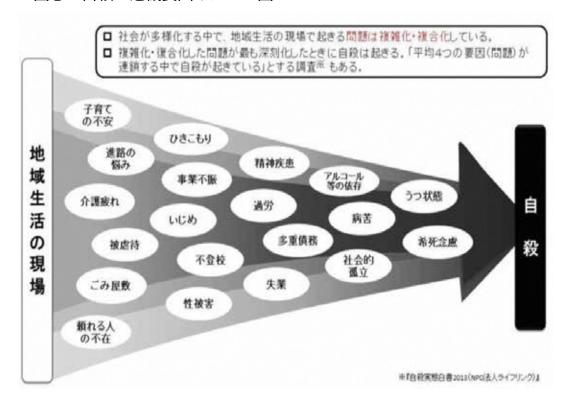
個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機 回避能力等「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業 や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が 上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため、自殺対策は「生きるこ との阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増や す取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進 する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでな く、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組みを総動員して、まさに 「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要です。また、このような包括的な取組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組みが展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。(図①) とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組みや生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、

福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健、医療、福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

図① 自殺の危機要因イメージ図

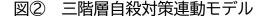


(3)対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれら総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方です。 (図②)

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。 加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組み」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。





(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して 国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。それぞれの主体が 果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構 築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、 地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があ ります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等 に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺 が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

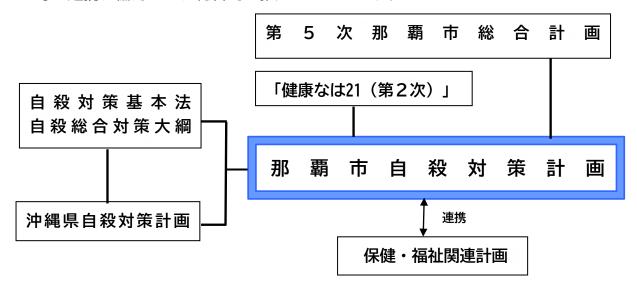
(6) 自殺者等の名誉及び生活への配慮 令和6年度から追加

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺 未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当 に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要が あります。

3 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定し、市民の生活に関わるすべての部局の業務に関連するものであり、それぞれの施策の中で取り組むことができるものです。

各分野における事業計画等の中に自殺対策の視点を加え、関係部局・機関等と連携、協力して、総合的に推進していきます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和元年度(2019年度)から令和9年度(2027年度)までの9年間とし、「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」、地域の実情等を踏まえる方向で、5年に一度を目安として内容の見直しを行います。

見直しの時期:令和元年度策定 → 令和5年度見直し

5 計画の目標(数値)

国は、「自殺総合対策大綱」において、「2026年までに人口10万当たりの自殺者数(自殺死亡率)を2015年と比べて30%以上減少させる」としています。

本市においても、そのことに合わせて第5次那覇市総合計画において、自 殺対策の目標値を人口10万人あたりの自殺死亡率及び自殺者数を以下のと おり定めていることから、本市は当面の目標値として、2012年の年間の 自殺死亡率21.9(人数70人)を2027年(令和9年)までに自殺死 亡率を16.8以下(自殺者数約53人)にすることを目指します。

(2012年) → (2027年: 令和9年) 自殺死亡率21.9(人数70人)→自殺死亡率16.8以下(人数約53人)

第2章 本市における自殺の特徴

1 那覇市の自殺の実態

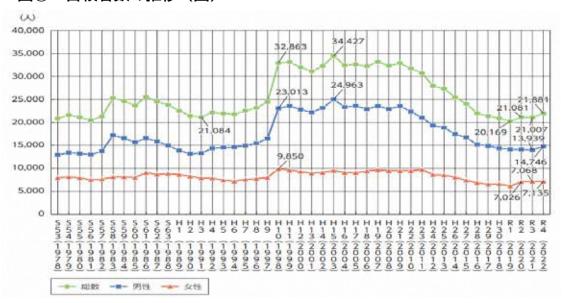
(1) 自殺者数の推移

わが国の自殺者数は、毎年2万人以上で推移し、平成10年には急激な増加により3万人を超え、平成15年にピークを迎えました。その後は減少傾向となり、平成24年には3万人を切り、令和元年に20,169人まで減少しました。

しかし、令和2年以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、自殺者数は増加傾向に転じています。(図③)

沖縄県では、平成21年393人とピークを示した後、平成24年には減少し、以降はほぼ200人台で推移し、横ばいの状況でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年以降増加傾向に転じています。(図④)

図③ 自殺者数の推移(国)



資料:警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

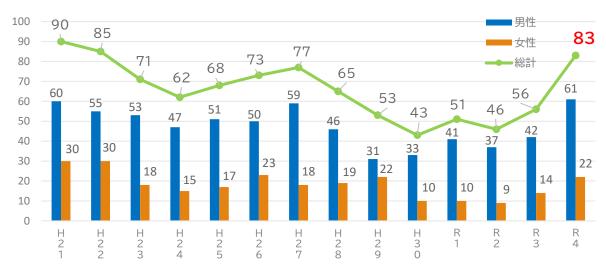
総計 男性 261 272 201 196 159 187 60 \ └ 56 └ 56 ^{_} 53 H 2 7 H 3 0 H 3 1 R 2 Н H 2 1

図④ 自殺者数の推移(沖縄県)

資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に作成

那覇市の自殺者数は、近年、減少傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け令和3年以降増加傾向にあります。令和4年の自殺者数は83人と前年に比べ27人増加しており、過去10年間で一番多い状況となっています。男女比では男性は概ね、女性の2倍以上の自殺者となっています。(図⑤)

図⑤ 自殺者数の推移(那覇市)

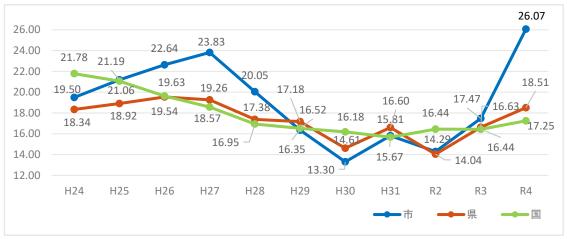


資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に作成

(2) 自殺率の状況

那覇市の自殺死亡率(人口10万対)は、平成27年をピークに減少傾向となり、平成30年には国・県の値を下回っていました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3年以降、国・県を上回り、令和4年では過去10年間で最高の26.07ポイントとなっています。(図⑥)

図⑥ 自殺率(人口10万対)



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成

平成30年~令和4年の5年間のデータを合計し、性別・年代別で自殺死亡率を見ると、男性は30歳以上の働き盛り世代から高齢者、女性は30歳代~40歳代、60歳代において全国を上回っています。(図⑦)

図⑦ 性・年代別の自殺死亡率(平成30年~令和4年合計)



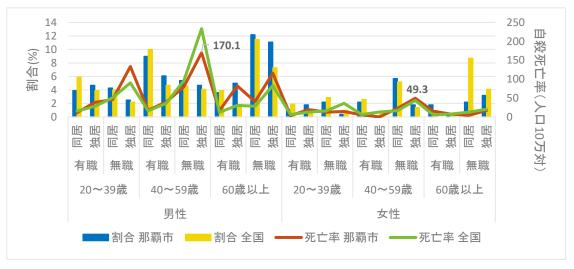
資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023」を基に作成

さらに、職の有無・同居の有無もあわせてみると、那覇市の男性の自殺死亡率は、「40~59歳、無職者、独居」が170.1と最大となっています。全国と比較すると、ほとんどの属性で全国を上回っていますが、特に「20~39歳、無職者、独居」「60歳以上、有職者、独居」「60歳以上、無職者、独居」で大きく差があります。

また那覇市の男性の自殺の割合では「60歳以上、無職者、同居」「60歳以上、無職者、独居」、「40~59歳、有職者、同居」の順に割合が高くなっています。

那覇市の女性の自殺死亡率は「40~59歳、無職者、独居」が49.3 と最大となっています。全国と比較すると「20~39歳、有職者、独居」、「40~59歳、無職者、同居」「40~59歳、無職者、独居」「60歳以上、有職者、同居」で全国を上回っています。また那覇市の女性の自殺の割合は「40~59歳、無職者、同居」が突出して高くなっています。(図⑧)

図⑧ 自殺率及び自殺の割合(性・年代・職の有無・同居の有無別)

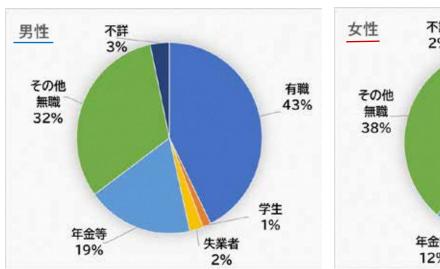


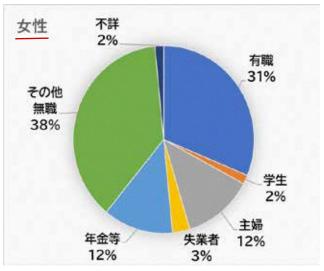
資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023」を基に作成

(3) 自殺者の職業別状況、原因・動機別状況

平成30年~令和4年の5年間の自殺者の職業別の割合では、男性は「有職者」が43%、女性は「その他の無職者」が38%と割合が高くなっています。(図⑨)

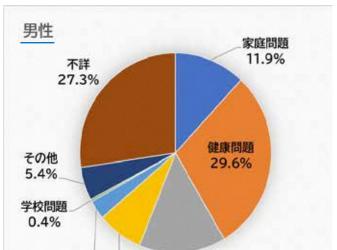
図9 自殺者の職業別割合(%)





資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(平成30年~令和4年)」

また原因・動機別の割合(平成30年~令和4年の5年間)では、男女と もに「健康問題」が一番多く、次いで男性では「経済・生活問題」、女性で は「不詳」「家庭問題」となっています。(図⑩)







※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき 3つまで計上可能としているため、原因・動機別の和と自殺者数とは一致しない。

資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(平成30年~令和4年)

(4) 自殺者の自殺未遂歴の状況

勤務問題

7.7%

男女問題

3.1%

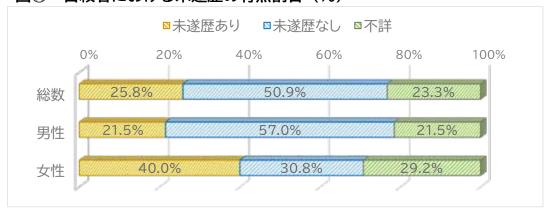
平成30年~令和4年の自殺者のうち自殺未遂歴がある者の割合は、 25.8%となっています。男性に比べて女性が高く、男性は21.5%、 女性は40.0%となっています。(図⑪)



経済·生活

問題

14.6%



資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(平成30年~令和4年)

(5)対策が優先されるべき対象群

平成30年~令和4年の5年間の自殺の状況から、那覇市において自殺者の多い属性(区分)が下表のとおり示されています。

地域の主な自殺者の特徴(2018年~2022年合計)

<u></u> 自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	3 4	12.2%	40.5	失業(退職) →生活苦+介護の悩み (疲れ) +身体疾患→自殺
2位:男性60歳以上無職独居	3 1	11.1%	115.6	失業(退職) +死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
3位:男性40~59歳有職同居	25	9.0%	17.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩 み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:男性40~59歳有職独居	17	6.1%	39.2	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕 事の失敗→うつ状態+アルコール依存 →自殺
5位:女性40~59歳無職同居	16	5.7%	22.8	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ 病→自殺

資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023」

資料:警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター(以下、JSCP)にて個別集計

- ・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
- * 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。
- ** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの(詳細は付表の参考表1参照)。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

(6) 那覇市精神保健福祉相談室における自殺関連の相談状況

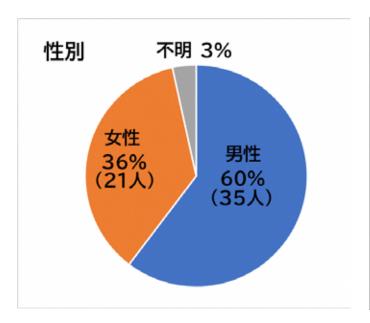
自殺関連の相談件数(延)は増加で推移しており、精神保健福祉相談全体 における自殺関連相談の割合も増加しています。令和4年の自殺関連の相談 対象者は69名(実人員)で、平成30年以降で最多となっており、全相談 件数における割合も増加しています。

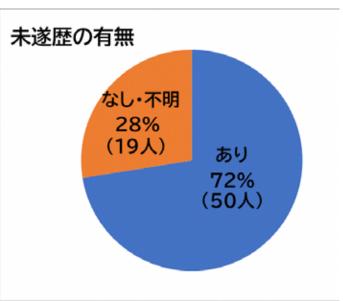
自殺関連の相談件数 (経年動向)

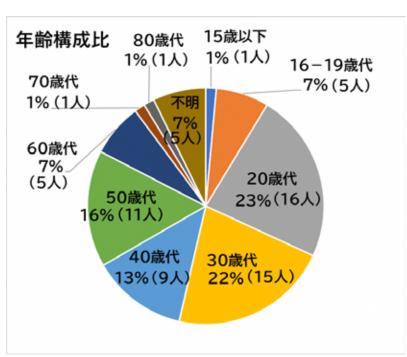
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実人員(人)	58	53	5 1	48	6 9
延べ件数(件)	279	336	429	603	951
全相談件数(延)	3, 223	4, 198	3, 257	4, 797	5,864
(全体における割合)	(8.6%)	(8.0%)	(13.1%)	(12.5%)	(16.2%)
%					

令和4年の自殺関連の相談者を男女別でみると男性が多くなっています。 年代は20~30代が一番多く、15才以下の相談が1件ありました。令和 4年の自殺関連相談の対象者のうち、「未遂歴あり」が70%を占めていま す。(図②)

図② 対象者の性別・年代別・未遂歴(令和4年)







相談者の内訳は、「警察」からの相談が一番多く、次いで「本人」「庁内」の順となっていました。前年に比べ「医療機関」からの相談が増加しています。(令和3年は「医療機関」は3件でした。)企図後、救急搬送され、治療終了した後の対応依頼が多くありました。

令和4年自殺関連の相談者の内訳

	本人	家族	医療機関	関係機関	警察	その他	庁内	不明
実人員 (人)	14	7	8	5	24	2	9	0

原因別内訳は、健康問題が一番多くなっています。主に、精神疾患等(うつ、アルコール問題、妄想ある疾患等)を起因とし悪化から希死念慮や自殺 行動化しているケースも見受けられました。

自殺関連相談の原因別内訳

J	原因	健康 問題	家庭問題	経済・ 生活問題	勤務 問題	男女 問題	学校 問題	その他	不明
	人数	2 1	16	17	6	6	4	3	12

※相談内容より明らかに推定できる原因・動機を対象者一人につき3つまで計上可能としているため、実人員の和とは一致しない

当日安否確認が必要な緊急度の高い事例は5名でした。また医療へのつな ぎは、相談日同日もしくは数日以内に実施したものです。その他に関しては、 他相談窓口への案内・繋ぎ、警察からの情報報告のみ等が該当します。

支援別内訳

	家族・関係者へ	継続支援	本人への対	医療への	その他
	の助言 (※1)	(%2)	応・傾聴	つなぎ	
実人員(人)	29	13	3 0	12	24

※相談内容より明らかに推定できた対応を対象者一人につき3つまで計上可能としているため、実人員の和とは一致しない

参考)※支援のおもな具体例や判断基準(精神保健グループ員で検討し決定する)

- ※1 家族・関係者への助言:自殺をほのめかされたときの対応、リスク評価・緊急時の対応や窓口の確認し、医療への繋ぎを相談し、本人を見守り体制の確認、家族自身の対応疲弊へのケア
- ※2 <u>継続支援</u>:医療中断の再受診の調整、経済面・生活面改善のための他機関への案内・相談動機付けへの介入等、DV(高齢者・児童・夫婦)への介入(警察相談への働きかけ、各部門への通告・連携、女性相談員への繋ぎなど、)安全確保の環境調整等身寄りがいない・課題が複合化・多岐にわたり、経過を追う必要がある場合が多い。

(7) 那覇市の自殺の現状・事業からみえる自殺対策の課題

令和元年まで減少傾向であった自殺者数は、コロナ禍の影響を受け、令和3年から増加に転じ、令和4年は平成27年の77名を超え、自殺者数が一番多くなっています。自殺者の年代や原因も複雑・複合化し、継続的な支援や他機関と連携した支援がこれまで以上に求められています。那覇市全体で自殺対策を推進できる体制構築が急務です。

喫緊の課題

- 男女ともに40代以下の比較的若い層の自殺者の増加。これまでより幅広い層に向けた対策が必要です。
- 特に女性は「40代」「主婦」の自殺が増加している。就労状況や抱える 困難・背景・分析を進め、関係機関と連携し対策が必要です。
- 男性は「健康問題」「経済・生活問題」に関連した原因・動機も増加しているため、引き続き男性のおかれている状況や特性に合わせた啓発、相談の工夫が必要です。
- 「未遂歴」のある方へ救急告示病院や精神科病院等と支援体制の構築に向けた対策の検討が急務です。

長期的な課題(これまでの同様の課題)

- 自殺の原因・動機は、不詳を除くと、「健康問題」が経年同様多く占め、 アルコール問題やうつ病等精神疾患を起因とするものも多いです。
- こころの健康づくりを基本とした一次予防対策を継続して強化して行う必要があります。
- 自殺者は無職者の割合が多いため、失業対策をはじめ、就労定着を阻害する発達障害や知的障害などに配慮した対策が必要です。
- 当課では実態把握不十分な勤務者や学生等への取組みを職域等や教育関係 団体と連携して行う必要があります。

第3章 いのち支える自殺対策における取組み

1 いのち支える自殺対策における施策の構成

自殺対策の本質は、「生きることの支援」であることから、「いのち支える自殺対策」として、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて推進します。

基本施策は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基本的な取組みで、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「自殺対策の啓発と相談対応」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」の5つとし、重点施策は、本市の地域自殺実態プロファイル等から、今後、重点的に取り組む課題としてあげられ、強化して取組むことが推奨されている「高齢者の自殺対策」、「生活困窮者の自殺対策」、「勤務問題に関連した自殺対策」、「無職者・失業者の自殺対策」に加え、新たに「こども・若者の自殺対策」の5つとしました。また、生きる支援の関連施策として自殺対策に資する庁内の関連する事業・取組みとしてまとめ構成しています。

(1)基本施策

- 1)地域におけるネットワークの強化
- 2) 自殺対策を支える人材の育成
- 3) 自殺対策の啓発と相談対応
- 4) 生きることの促進要因への支援
- 5) 児童生徒のSOSの出し方に関す る教育

(2) 重点施策

- 1) 高齢者の自殺対策
- 2) 生活困窮者の自殺対策
- 3) 勤務問題に関連した自殺対策
- 4)無職者・失業者の自殺対策
- 5) こども・若者の自殺対策

(3) 生きる支援の関連施策

(1) 基本施策 全国的に実施することが望ましいとされている施策

1)地域におけるネットワークの強化

- ①関係者の連絡会やネットワーク会議において、問題解決や連携の取組み
- ②関係機関のネットワークで相談会や周知のためのイベント等を開催

2) 自殺対策を支える人材の育成

- ①さまざまな職種を対象とする研修等を実施
- ②一般住民を対象とする研修等を実施
- ③学校教育・社会教育に関わる人への研修等の実施
- ④関係者間の連携を担う人材の育成の実施

3) 自殺対策の啓発と相談対応

- ①相談窓口の実施、市民向け講演会や講座・イベント等の開催
- ②周知用リーフレットや啓発グッズ等の作成と活用
- ③メディアを活用した啓発

4)生きることの促進要因への支援

- ①自殺未遂者等への支援
- ②リスクを抱える可能性のある方々への居場所づくり活動
- ③遺された人への支援

5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- ①SOSの出し方に関する教育の実施
- ②SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

(2) **重点施策** 地域自殺実態プロファイルで重点的に取り組む課題としてあげられた施策

1) 高齢者の自殺対策

- ①高齢者・家族への周知啓発の促進
- ②関係機関との連携推進および支援者の育成
- ③高齢者、要介護者への社会参加など生きがいづくりの推進 ④介護者への支援

2) 生活困窮者の自殺対策

- ①生活困窮者自立支援制度と連動した自殺対策の推進
- ②相談支援、人材育成の推進 ③居場所づくりや生活支援の充実

3) 勤務問題に関連する自殺対策

- ①職場におけるメンタルヘルス対策推進
- ②勤務問題と自殺リスクに関する周知の推進

4)無職者・失業者の自殺対策

- ①失業者等に対する相談窓口等の充実
- ②職業的自立へ向けた支援の充実

- ①SOSの出し方に関する教育の実施
- ②SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化
- ③こども・若者が相談できる窓口の設置及び居場所の確保、支援職員のスキルの向 上

(3)生きる支援の関連施策 自殺対策の視点を盛り込み、生きることの包括 的な支援としての施策

※本計画の「第3章 4 生きる支援の関連施策」参照

2 基本施策

基本施策(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で、地域の実情に合わせて各分野、関係機関の連携の もと、支援体制を構築することが必要であり、基盤となる取組みが地域におけ るネットワークの強化です。主に自殺対策関係機関連絡会議において関係機関 とのネットワークを強化し、課題解決を図り、また各事業の取組みと連携しな がら対策を推進します。

【中間評価】

令和6年度から自殺に関連する事業として、地域保健課におけるひきこもり 対策を追加しました。※令和6年度以降追加事業は★印で記入。

① 関係者の連絡会やネットワーク会議において、課題解決や連携の取組み

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
				(自殺対策の視点)
ア	地域保	自殺対策関係機関連	国や県の動向、自殺総合対策大綱、自殺対策基本法に	自殺対策に関して、課題解決、
	健課	絡会議	基づき、自殺の現状と課題を把握し、関係機関との連	推進強化のための協議を通じ
			携を図り協働して自殺対策の体制を構築、自殺対策計	て、総合的、効果的な対策の推
			画の推進を図ることを目的に実施する	進と対策の普及、地域づくりを
				目指す。
1	地域保	庁内会議: 那覇市ひ	ひきこもりの状態にある方の支援に関する施策を共有	ひきこもりの状態のある方につ
	健課	きこもり支援推進会	し、より丁寧な支援を推進するために連携を図る。	いての支援の在り方や地域での
	*	議		支援体制を構築することによ
		外部会議:那覇市ひ		り、複雑な状況等へ対応した支
		きこもり支援地域連		援を目指す。
		絡会議		
ウ	健康増	地域職域協働による	地域保健・職域保健における健康課題の明確化と情報	職場におけるメンタルヘルス対
	進課	働き盛り世代の健康	の共有及び連携推進に関すること(各機関の役割の確	策の推進が自殺対策につなが
		づくり応援事業	認等)、生活習慣病に関すること、メンタルヘルス対	3 。
			策(うつ病・自殺予防)に関すること、受動喫煙防止	
			対策に関すること、地域職域連携推進事業の実施及び	
			評価に関すること、その他地域職域を推進するために	
			必要な事業に関すること	

② 関係機関のネットワークによる相談会や周知のためのイベント等を開催

	課名	声类 取织力	市光柳市	生きることへの支援の視点
	禄石	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	地域保健	アルコール健康障害	アルコール健康障害の予防に取り組んでいる2課が、	アルコール依存等と自殺との関
	課、健康	普及啓発の2課合同	アルコールについての正しい知識の普及、相談窓口等	連を啓発することで自殺予防に
	増進課	のパネル展示の開催	の周知を目的に、パネルを展示、資料の配布を行う。	つなげる。
1	保護管	那覇市就職・生活な	地域における生活困窮者の早期発見・把握・掘り起し	生活困窮者自立相談窓口に来る
	理課	んでも相談会	等を目的に、「那覇市就職・生活なんでも相談会」を	ことが出来ない生活困窮者に対
			年4 回開催	し、より身近な場所で相談会を
				開催することにより、生活困窮
			★なんでも相談会を実施するにあたっては、那覇市の	者の早期発見・把握・掘起しを
			関係課やハローワーク等地域の関係機関も一同に会し	行い、自立相談支援事業所等関
			実施。	係機関へつなぎ、必要な支援を
				提供する。

<参考>

1 自殺対策関係機関連絡会議において、各関係機関が課題解決に向けて 取り組んだこと

(1) 某大橋フェンス等の設置について要望書を提出

平成27年度の自殺対策関係機関連絡会議において、本市消防局より平成27年中の某大橋付近で の飛降り自殺について、件数等の報告と改善策の提案がありました。

この会議において、早急に改善策を講じる必要性が話し合われ、某大橋を所管する組合に、フェンスの設置、自殺予防のための看板の設置の要望書を提出することになりました。

要望書を受けて、平成29年度には、某大橋のフェンス設置費用として予算がつきましたが、橋の 基礎部分の劣化に対する改修工事の追加予算確保がされ、平成30年度にフェンス設置工事が予定さ れています。

また、自殺予防策として、高見台の足元に「つらいこと、苦しいこと話してみませんか」の表示と 相談先の「よりそいほっとライン」の連絡先を加えた看板を設置しています。

(2) レスキューカードの内容や活用方法を検討

平成26年度の自殺対策関係機関連絡会議において、相談窓口を案内する救急カードの作成について提案があり、作成することになりました。平成28年度には、第1版レスキューカードを作成し、各関係機関等において、再企図を防ぐために自殺未遂者等へ配布しています。平成29年度の自殺対策関係機関連絡会議では、レスキューカードの活用に関して、無料相談と表示することや、男性の相談窓口の追加等を検討しました。

平成30年度には、再企図を防ぐだけでなく悩んでいる方へ広く活用していただくこととし、 第2版のレスキューカードを作成し、配布しています。

(3)飲酒と自殺との関連について(啓発)

自殺対策関係機関連絡会議では、「飲酒と自殺」との関連について情報共有し、アルコール対策を予防の視点で取り組む必要性を確認してきました。アルコール依存症対策のひとつとして、平成29年度に市健康部3課での「アルコール健康障害庁内3課合同連携会」を発足しました。以後、2課合同によるアルコールパネル展を実施し、適正飲酒、アルコールの正しい知識の普及啓発、飲酒と心の健康(自殺との関連等)、相談窓口の周知等を行い、対策の推進を行っています。

2 自殺対策関係機関連絡会議(構成委員・関係機関)の取組み

(1) 各機関の相談窓口等において、相談・支援を行い、特に自殺に追い 込まれる可能性のある方には、適切な相談機関等につながるように動 機付けを行いながら、レスキューカードを配布します。

(那覇市医師会、市内救急告知病院、精神科病院、警察署、他関係機関)

(2) 会員がゲートキーパーの役割を担えるように、養成講座を開催し、 早期発見・早期対応に努めています。

(那覇市薬剤師会)

基本施策(2) 自殺対策を支える人材の育成

地域におけるネットワークは、担い手となる人材がいることで機能することから、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で、基礎となり、重要な取り組みです。さまざまな職種や市民を対象としたゲートキーパー養成研修会をはじめとした研修等において、地域におけるネットワークの担い手や支え手となる人材の育成を推進します。ゲートキーパー養成研修会の受講者の目標数として、2013年から2016年までの累積受講者数462人に対し、2027年(令和9年)までには、1,462人になるように目指します。

【中間評価】

令和4年度までの実績として1,232人で、目標まで約85%となっており、今後もゲートキーパー養成を強化していきます。

令和6年度からは、こども・若者を対象とするゲートキーパー研修会も実施 予定となっております。ゲートキーパー研修対象者は、ハイリスク要支援者か ら市民全体向け等あらゆる対象に研修を予定しております。

これまでのゲートキーパー研修における認知度は、相談支援者は約80%が認知しているが、市民参加研修については30%から50%と、まだまだ認知度は高くありません。

<参考>

「ゲートキーパー」、「ゲートキーパー養成研修会」について

1 「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人のことで「命の門番」とも位置づけられる人のことです。

役割 ①気づき:家族や仲間の変化に気づいて声をかける

②傾聴:本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

③つなぎ:早めに専門家に相談するように促す

④見守り:温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

2 「ゲートキーパー養成研修会」は、地域住民や相談対応・支援者が 「ゲートキーパー」として役割を発揮できるように研修を行い養成す ることで自殺対策とするものです。

① さまざまな職種を対象とする研修等の実施

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	林石	争未・収配の	争未佩女	(自殺対策の視点)
ア	地域保	(職種向け)	悩んでいる方に気づき、傾聴、つなぎ、見守り等の門	ゲートキーパーとしての気づき
	健課	ゲートキーパー養成	番としての役割を研修会において周知する。内容は、	やつなぎの役割、さらに対応が
		研修会	本市の自殺の現状、ゲートキーパーの役割、こころの	自殺予防につながる。
			健康(ストレスとセルフケア)等	
1	地域保	こころの相談員事業	心理士等相談員が、自殺に関する悩みを抱える方等の	相談対応者の力量を向上させる
	健課	(自殺予防対応相談	相談支援を行う職員や関係機関に対して、相談対応の	ことで自殺予防に資する。
		員)	助言等を行う。	

② 一般住民等を対象とする研修等の実施

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	林石	サ未・収配の	争未佩女	(自殺対策の視点)
ア	地域保	若者向けこころの健	若者(高校生や20歳代)が自らの心の健康を保ち、	若者が自らの心の健康を保ち、
	健課	康づくり研修会	ストレスへの対処や友人同士等に対して気づきやつな	ストレスへの対処や友人同士等
	*		ぎの役割となれることを目的に、ゲートキーパーの役	に対して気づきやつなぎの役割
			割、こころの健康(ストレスとセルフケア、SOSの出	となることで自殺予防につなげ
			し方)について講座を実施。	る。
			令和5年度3回⇒4回へ回数増	
1	地域保	(一般市民向け)	一般市民が悩んでいる方に気づき、傾聴、つなぎ、見	ゲートキーパーとしての気づき
	健課	ゲートキーパー養成	守り等の門番としての役割を担えるように研修会にお	やつなぎの役割、さらに対応が
		研修会	いて周知する。内容は、本市の自殺の現状、ゲートキ	自殺予防につながる。
			ーパーの役割、こころの健康(ストレスとセルフケ	
			ア) 等。	

③ 学校教育・社会教育に関わる人への研修等の実施

	無夕	事業 取知力	市光柳市	生きることへの支援の視点		
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)		
ア	学校教	生徒指導主事連絡協	・頻度:年度7回	・生徒指導主事連絡協議会の中		
	育課	議会	・対象:生徒指導教諭	で、関係機関と連携を取りなが		
			・内容:那覇市の問題行動の現状について(いじめに	らいじめによる自殺について未		
			よる不登校等の未然防止)	然防止の研修会を実施し、学校		
				での見守りと家庭・地域との連		
				携、関係機関との連携を強め、		
				早期発見・早期対応の必要性を		
				説き、各学校へ周知した。		
1	地域保	(教職員等向け)	学校関係者に対して、気づき、傾聴、つなぎ、見守り	ゲートキーパーとしての気づき		
	健課	ゲートキーパー養成	等の門番としてのゲートキーパーの役割や自殺企図者	やつなぎの役割、さらに対応が		
		研修会	の心理状態や実際の対応等を学ぶ機会として開催	自殺予防につながる。		

④ 関係者間の連携を担う人材の育成の実施

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	沐 石	争未・収配の	争未帆女	(自殺対策の視点)
ア	地域保	相談対応支援者研修	本市関係課、相談業務を実施する関係機関の相談員・	各相談機関の支援者が自殺や精
	健課	会	職員を対象に、「自殺志向の方への対応」「パーソナ	神疾患等に対する正しい知識を
	*		リティ障害の理解と対応」「アルコール依存症の理解	持ち、適切に対応でき、支援者
			と対応」等について、専門の講師により研修を実施。	の資質向上を図ることで自殺予
			年4回実施・市職員全職員へ案内。	防につなげる。

基本施策(3) 自殺対策の啓発と相談対応

自殺の危機が「誰にでも起こり得る危機」として、市民が自殺対策への理解 を深められるように、啓発活動を行い、また必要な方が相談機関を活用し、必 要な情報を得ることができるように広報活動に取り組みます。

自殺の要因は複合的に絡み合っているとされており、精神保健や経済問題に 関する相談機関をはじめ、家庭問題や男女問題、子育ての悩み等の相談に対応 する機関においては、生きることへの支援として相談対応を充実させ、必要に 応じて関係機関が連携を図り、支援の充実に向けて取り組む必要があります。

また、自殺の要因が複合的に絡みあっているものの、最も多い健康問題については、うつ等心身の不調を周囲や精神保健福祉相談等をはじめとした各相談機関、医療機関等が、早期に気づくことができ、対応を充実するよう取り組みます。

【中間評価】

令和6年度からの後期計画においては、地域保健課での相談窓口の実施、市 民向け講演会や講座・イベント等の開催に加えて、これまで保健所で実施して きたアルコール問題に関する酒害相談(当事者及び家族によるピア相談員)や こころの健康相談(臨床心理士)及び専門医相談(精神科医師)を追加し、早 期からの支援体制に取り組みます。

※子育て応援課及び地域保健課の母子保健相談で取り組んでいる相談事業については令和6年4月からこども家庭センター設置に伴い、移行予定。

那覇市自殺原因・動機別割合

健康問題	経済・生活 問題	家庭問題	男女問題	勤務問題	学校問題	その他	不詳
47.0%	16.4%	12.3%	3.5%	4.1%	0.6%	4.4%	11.7%

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(平成24年~27年)」

那覇市自殺原因・動機別割合(令和4年)

健康問題	経済・生活 問題	家庭問題	男女問題	勤務問題	学校問題	その他	不詳
35.8%	15.6%	15.6%	6.4%	5.5%	1.8%	1.8%	17.4%

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 自殺日・住居地(令和4年)」

① 相談窓口の実施、市民向け講演会や講座・イベント等の開催

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点		
<u> </u>	111.1-4/17			(自殺対策の視点)		
ア	地域保	精神保健福祉相談の	精神保健福祉相談員が、本人や家族、関係者等からの	こころの相談や支援を通じて悩		
	健課	実施	こころの相談に関する相談(電話・来所)を受け、相 	みの解決を図り、ひいては自殺 		
			談者の悩みを整理し、悩みの解決に向けて必要時、関 	予防につながる。 		
			係機関と連携して支援を行う。 			
1	地域保	酒害相談	酒害に関する理解と対応について、当事者及び家族の	アルコールと自殺は関連性が高		
	健課		話を聴くことによって酒害に対する正しい理解と対応	く、飲酒時に自殺行動化するこ		
	*		ができる	とが多いため、まずはアルコー		
			月1回予約制	ル問題に気づき対応ができる		
ウ	地域保	こころの健康相談	公認心理士・臨床心理士が対応	自殺念慮がある対象者へ対応の		
	健課		人間関係やストレス解消の対応で悩んでいるなど	仕方を学ぶことによって精神的		
	*		月1回予約制	な負担軽減を図る。		
I	地域保	専門医相談	精神障害の疑いのある未受診、長期治療中断の本人及	自殺念慮のある対象者について		
	健課		び家族関係機関など相談対応	の理解や受診の必要性について		
	*		月1回予約制	専門医から助言を得る。		
才	市民生	特別相談	弁護士による法律相談、司法書士による多重債務相	専門の相談員への相談により、		
	活安全		談、身上相談員による悩み事相談、人権擁護委員によ	多重債務やいじめ等による相談		
	課		る人権困りごと相談を実施	が自殺の予防につながる。		
カ	平和交	ダイヤルうない(電	暴力(DV)被害、夫婦、家族や職場等の人間関係や	・電話相談では、相談者に寄り		
	流・男	話相談)	問題など、女性の抱える様々な相談に応じ、情報提	添い傾聴する。		
	女参画		供し、サポートする。	・相談内容に応じて、関係機関		
	課		・月曜日から土曜日、9時~12時、13時~17時	への案内や、同行支援を行って		
			で対応。	いる。		
			・予約制により、面談による相談も実施している。			
			・性の多様性に関する電話相談にも対応している。			
+	子育て	こども家庭総合支援	こどもと家庭に関する身近な相談場所として、窓口相	 育児相談への対応や養育支援サ		
	応援課	拠点事業	 談や訪問等により世帯の実情を把握し継続的な支援を	ービスの案内を通して子育て中		
	(令和		行う。	の方のストレスや不安を軽減		
	6年4			 し、深刻な悩みのある方につい		
	月から			ては適切な機関へつなげること		
	こども			で養育者の自殺予防につなげ		
	えがお			る。		
	相談課					
	へ移					
	行)					
	1		I	l		

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	林仁	事未	丁未 似女	(自殺対策の視点)
ク	保護管	婦人相談事業	女性をとりまく様々な問題(DV被害、ストーカー被	女性相談員が、相談者の立場に
	理課		害、性暴力被害等)が複雑化・深刻化する中、相談者	立って共に問題解決に取り組む
			の不安を取り除くため、専門の女性相談員が、相談	ことで、相談者の不安を軽減
			(電話・面接・出張)や同行支援(各種行政手続き・	し、自殺予防につなげる。
			警察・病院・保護施設等)などを実施。	
ケ	保護管	福祉相談業務	専門の面接相談員が、相談者の状況を聴取し、他法他	相談者の状況に応じて、各種支
	理課		施策の活用や生活保護制度の利用等について十分な理	援機関や生活保護等に繋げるこ
			解が得られるよう丁寧な説明を行う。	とで、生活困窮からの脱却を図
				り、自殺予防や自立助長につな
				げる。
⊐	地域保	母子保健相談指導事	妊娠や出産、妊産婦の健康、乳幼児の発育・発達、育	育児不安や産後うつ等、妊産婦
	健課	業	児等について、電話相談、来所相談、訪問を行ってい	や乳幼児の保護者の相談を受
			る。親子健康手帳交付時の相談・保健指導、助産師等	け、支援に繋げることで、精神
			による妊産婦・新生児訪問指導、保健師による訪問、	症状の悪化を予防し、ひいては
			相談がある。	自殺予防につなげる。
サ	地域保	(一般市民向け)	一般市民を対象にした、うつ病等こころの健康づく	自殺の要因となる精神疾患に関
	健課	こころの健康に関す	り、精神保健福祉関連、自殺予防に関する内容を講演	連した講演会を通じて、市民が
		る市民講演会の実施	会として実施する。	正しい知識を持ち、理解できる
			年1回開催	よう、普及啓発を図ることで自
				殺予防の一助とする。
シ	地域保	自殺対策パネル展の	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わ	こころの健康に関するパネル展
	健課	実施	せて一般市民が多く訪れる市役所本庁や図書館等にお	示やリーフレット配布を通じ
	*	19/10∼16 の	いて、パネル展示、リーフレット配布を行う。パネル	て、自殺対策関連の周知啓発、
		自殺予防週間パネル	の内容は、こころの健康関連(うつ病の正しい知識、	相談窓口に関する周知の機会と
		展	自殺予防、ストレス解消法等)	なり必要な方がつながる。
		②3月:自殺対策強	※健康展(健康増進課主催)での自殺予防パネル展示	
		化月間パネル展	の実施	
ス	市立図	関連した啓発展示コ	自殺予防週間や自殺対策強化月間等において、担当課	「生きること」に関連した図書
	書館	ーナーの設置	と連携して展示等協力を行う。	等を活用し、啓発を行い、命の
				大切さ等を啓発することで、自
				殺予防につなげる。

② 周知用のリーフレットや啓発グッズ等の作成と活用 【中間評価】

令和5年度からこども・若者支援目的でレスキューカードの作成、配布を 行い、自殺の予防に努めます。

令和5年度は那覇市医師会登録機関へリーフレットの配布を依頼、今後も 継続して実施します。

				生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	
				(自殺対策の視点)
ア	地域保	「いのち支える相談	自殺は、複数の要因が重なるとされているため、自殺	各機関で相談先を周知すること
	健課	窓口」に関するリー	対策に関連した相談窓口や、こころの健康づくりに関	で、解決につながり悩みを相談
		フレットを作成し配	するリーフレットを作成し、各課、各関係機関に配布	することができ、ひいては自殺
		布	し、周知に活用していただく。	予防につながる。
		(2019年度新		
		規)		
1	地域保	レスキューカードの	自殺未遂者や悩みのある方の生きる道の選択のため	相談機関において、個々人の状
	健課	作成、配布	に、相談先を周知することで、必要な相談先につなが	況に応じた動機づけも行いなが
			ることを目的に作成したカードで、携帯用サイズにし	ら、確実につなげることで自殺
			ている。	予防によりつながる。
ウ	地域保	自殺予防啓発のため	9/10~16の自殺予防週間パネル展、3月の自殺	最新の情報や分りやすい内容を
	健課	のパネルや資料等の	対策強化月間パネル展の実施のために、パネルや資料	パネルや資料にすることで自殺
		作成	等の作成を行う。	対策につなげる。
I	地域保	こども・若者用レス	市内中学校17カ所 全生徒	長期休み前にメンタルヘルスの
	3 77			
	健課	キューカードの作	その他(市内小学校36カ所、市内高校15カ所、市	情報や電話相談、SNS相談につい
	*	成、配布(追加)	内専門学校33カ所(学校教育課・教育相談課・学務	てアクセスしやすい様に情報を
			課等)	発信する必要がある。そのため
				若年層向けのSOSカードの配布を
				行うことで、悩みを抱えた若者
				が必要な支援に繋がる機会を増
				やし自殺予防の一助とする。

③ メディアを活用した啓発

【中間評価】

令和元年度からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響では、外出の自粛や3密を防ぐ取組みを推進した影響で心理的負担も大きく、そのため、市のホームページでの啓発を重点的に実施しました。今後も対面やWEBを活用し啓発をすすめます。

	≡々	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	課名	争来・収組の	争耒慨安	(自殺対策の視点)
ア	地域保	ホームページ、フェ	市保健所のホームページ、フェイスブックに精神保健	自殺の要因となりやすい、うつ
	健課	イスブックによる、	福祉に関する情報を掲載する。(相談窓口、こころの	やアルコール依存症等に関する
		こころの健康に関す	健康づくり、アルコール、医療機関、講演会・イベン	情報や、相談できる窓口につい
		る相談窓口の周知	トに関すること他)	て周知することで、市民の関心
			また、若者層の自殺が多い9月の時期に、若者に関す	を高め、自殺予防につなげる。
			る自殺予防対策や対応、相談先等の情報を掲載する。	

基本施策(4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることへの促進要因」よりも、「生きることへの阻害要因」が上回ったときとされています。(下記※参照)そのためには、「生きることの阻害要因」を減らす取組みを併せて行う必要があります。

基本施策3)「自殺対策の啓発と相談対応」にあげている相談機関の周知や対応の充実と併せて、「生きることへの促進要因」の強化につながるように、相談窓口の周知と自殺未遂者への相談先の動機づけに活用するレスキューカードの活用等の取組みを推進します。

地域自殺実態プロファイル2017によると、平成24年~27年の本市の自殺者のうち、過去に自殺未遂歴がある方は25.0%(男性が18.3%、女性が43.8%)、自殺未遂歴がない方は55.3%(男性が60.4%、女性が41.1%)となっています。自殺未遂者が25.0%を占め自殺のハイリスク群であることから、関係機関との連携等により支援の充実を推進します。

「生きることの促進要因」

・家族や友人との信頼関係・やりがいのある仕事や趣味

・経済的な安定・ライフスキル・信仰

・地域とのつながり ・自己肯定感 など

「生きることの阻害要因」

・将来への不安や絶望・・失業や不安定雇用

・過重労働・借金や貧困・虐待、いじめ

・病気、介護疲れ・孤独、役割喪失感など

(※参考:NPO法人 ライフリンク資料)

那覇市自殺者のうち自殺未遂歴の有無の割合

未遂歴有	未遂歴なし	不詳
25.0%	55.3%	19.6%

資料 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2017(平成24年~27年)」

那覇市自殺者のうち自殺未遂歴の有無の割合(令和4年)

未遂歴有	未遂歴なし	不詳
22.9%	32.5%	44.6%

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 自殺日・住居地(令和4年)」

<参考>

「レスキューカード」について

「レスキューカード」は、生きることへの促進として自殺の要因となっている悩みを解決する相談窓口を掲載した名刺サイズのカードで、平成29年度より各関係機関や相談窓口に配布しています。

① 自殺未遂者等への支援

【中間評価】

自殺未遂者支援については、主に保健所地域保健課、精神保健グループで 支援や連携について取り組んでいます。

令和2年~令和5年までの間、主に学校教育課や教育相談課から事例を挙 げてもらい、精神保健指定医による助言を実施しました。

今後は、その事例検討を事例集として活用できるようまとめる予定です。 精神保健福祉相談では、個別支援の事例において医療機関や福祉等、地域で 支援する関係者との会議を行い再発予防に取り組んでいます。

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	DK II	F/K 4///H0/	TAMIX	(自殺対策の視点)
ア	地域保	自殺未遂者支援の	レスキューカードには、相談先の情報が記載されて	自殺のハイリスク群は、複合的
	健課	ためのレスキュー	おり、必要な相談につながることを目的に作成され	に絡み合う悩みを一人で抱え込
		カードの作成と配	たもので、救急告示病院、警察署、その他関係機	むことがあるため自殺の要因と
		布、活用	関、関係課へ配布し協力を依頼している。	なっている悩みの相談につなが
				ることで「生きる道」を選択す
				る自殺対策につながる。
1	地域保	自殺未遂者等への	こころの相談員事業、精神保健福祉相談事業におい	自殺未遂者に対して、精神面の
	健課	相談・支援の実施	て、自殺未遂者、 自殺のハイリスク者及び家族へ	支援を行うことで、自殺の再企
			の支援を実施。	図等を防止する。
ウ	地域保	自殺未遂者検討会	精神保健福祉関連の相談支援担当者に対して、精神	対象の状態に合わせた支援がで
	健課	(自殺未遂者支援	科医師等を講師に招き、スーパーバイズを得ること	きるよう、疾患の理解や支援の
		連絡会)	で、相談対応・支援のスキルを向上させるととも	あり方、関係機関の連携のあり
			に、関係機関の連携のための情報共有、体制構築を	方を学ぶとともに、事例を通し
			図る。	て見出された課題を自殺対策に
				活かす。
I	地域保	精神保健福祉相談	精神保健福祉相談を行い自殺未遂者に対して訪問や	対象の状態に合わせた支援がで
	健課	(追加)	電話相談及び会議を通して地域の関係機関との連携	きるよう、疾患の理解や支援の
	*		を図り再企図しないよう課題解決に取り組む。	あり方、関係機関の連携のあり
				方を学ぶとともに、事例を通し
				て見出された課題を自殺対策に
				活かす。

② リスクを抱える可能性のある方々への居場所づくり活動

				生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	地域保	精神保健関連の自	精神障がいのある当事者やその家族支援の充実を目	当事者やその家族が互いの悩み
	健課	助グループ、家族	指し、精神保健福祉に関連する自助グループに対	や境遇を語り合い、他メンバー
		会への支援	し、活動場所の提供や広報等の支援を行っている。	から助言を受け、情報交換する
				等、居場所となることから孤立
				予防につながる。
1	保護管	子どもの貧困緊急	様々な要因で学習する環境が整っていない生活困窮	個別学習支援による学力の向
	理課	対策事業	状態の中学生(生活保護世帯を含む)を対象に、安	上、キャリア教育や生活改善支
		(居場所型学習支	心して過ごし、学ぶことのできる場の提供を行う。	援等による意欲喚起を行うこと
		援事業)		により、自己肯定感を高め、自
				分の決めた進路へ進めるよう支
				援を行う。
ウ	保護管	子供の貧困緊急対	問題が複雑・多様化し様々な要因などで引きこもり	安心して過ごし、自己肯定感を
	理課	策事業	や非行等の状態になっている生活困窮世帯(生活保	育み、学ぶことのできる居場所
		(子どもの包括的	護世帯を含む)の子どもを対象に、安心して過ご	の提供を行い、生活習慣の改善
		自立促進支援事	し、自己肯定感を育み、学ぶことのできる居場所の	や学習支援、就労支援等包括的
		業)	提供を行い、生活習慣の改善や学習支援、就労支援	な支援を行うことで、将来的に
			等包括的な支援を行う。	本人が自分の選んだ進路へ進め
				るよう支援を行う。
エ	保護管	子供の貧困緊急対	児童館や公民館等の公共施設管理者が行う子どもの	子ども達がより身近で見守りを
	理課	策事業	居場所や、より子どもの身近で地域のボランティア	行うことにより、子ども達が安
		(子どもの居場所	団体が運営する子どもの居場所へ運営補助を行う。	心して過ごせる場所を提供す
		運営支援事業)		る。
オ	障がい	ピアサポート事業	障がいのある当事者がピア (仲間) の視点で障がい	障がいのある仲間が、同じよう
	福祉課	(追加)	者を支援し、当事者同士の情報交換や交流する場を	に悩んだ経験から、互いに悩み
	*		設定することで、障がいのある人の自立と社会参加	を共有し問題を解決できるよう
			の促進、活動の場の拡充を図る。	支援する。
カ	地域保	若年妊産婦の居場	10代のママの居場所:妊娠・出産・育児の相談や	10代の妊娠・出産・育児につ
	健課	所「ねいろ」	仕事のためのサポートキャリア相談等一人一人の希	いては、対応力や経済的にも不
	*	(追加)	望に合わせた相談。居場所への送迎(希望者)や	安定で多問題のことが多く、自
			LINE相談を実施している。 (委託事業)	殺の要因となることも多いため
				早期に支援を開始する。

③ 遺された人への支援

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点			
		事未・収配の	争未似女	(自殺対策の視点)			
ア	地域保	自死遺族の会への	「自死遺族の会」等の周知を来所相談窓口や講演	自死遺族に対して、個別相談の			
	健課	紹介、周知に関す	会、パネル展会場等において、リーフレット等を活	ほか、集いの場として紹介・周			
		ること	用しながら行う。	知し、精神的支援とする。			

基本施策(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

こども(児童生徒)や若者に対する自殺対策は、こどもや若者の現在の自殺 予防につながるだけでなく、将来の自殺のリスクを低減させる取組みとなり、 だれもが自殺に追い込まれることのない地域社会づくりのために重要となりま す。

平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、第17条において、学校が児童生徒に対して、生徒の保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育又は啓発、その他当該学校に在籍する児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発」を行うことが、努力義務として明記されています。これがSOSの出し方に関する教育のことです。

こどもが悩みを抱えたときに助けを求めることができる、また身近な大人が それを受け止めることができることを目的としています。教育現場だけでな く、地域や関係機関が連携した取組みが必要になってきます。

① SOSの出し方に関する教育の実施

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	林石	事未・収配の	争未佩女	(自殺対策の視点)
ア	学校教	SOSの出し方、気	内容:保護者や児童生徒がSOSに気づき、希求行動が	困難やストレスに対して、信頼
	育課	づきへの啓発	できるように文部科学省からのパンフレットの配布を	できる大人へ助けの声をあげる
			実施	ことを学ぶことは生きる支援に
				なる。
1	地域保	若者向けこころの	若者(高校生や20歳代)が自らの心の健康を保ち、	若者が自らの心の健康を保ち、
	健課	健康づくり研修会	ストレスへの対処や友人同士等に対して気づきやつな	ストレスへの対処や友人同士等
		再掲)基本施策	ぎの役割となれることを目的に、ゲートキーパーの役	に対して気づきやつなぎの役割
		2-②-ア	割、こころの健康(ストレスとセルフケア、SOSの出	となれることで自殺予防につな
			し方)について講座を実施。	げる。

② SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点	
	添 石	事業・収組の	争未慨安	(自殺対策の視点)	
ア	学校教	SOSの出し方に関	内容:SOSの出し方教育を教育委員会と学校、地域、	SOSの出し方教育は、地域・関係	
	育課	する教育推進	関係機関との連携でこども・家族の支援へつなげるこ	機関と連携して広げていく。	
			とを目指す。		

3 重点施策

重点施策(1) 高齢者の自殺対策

1 高齢者に関する自殺の現状と課題、施策の方向性

地域における自殺の基礎資料によると、平成24年~28年の5年間の本市の60~69歳の自殺者数は全体の15.9%、70歳以上の自殺者数は全体の14.5%を占めています。また、同統計によると、60歳以上の自殺者数のうち男女別割合では、男性が82.9%、女性が17.1%となっており、男性が多く占めています。これは全年齢階級別の男女別割合の中でも、男女差が最も大きくなっている年齢層になります。

那覇市年齢階級別自殺者数・割合

1437 1 111111/03/17/17								
年齢	20歳	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳
十一断卫	未満	歳	歳	歳	歳	歳	歳	以上
割合 (%)	1. 7	9.3	16.5	17. 4	24. 6	15.9	8.7	5.8

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(平成24年~28年)」

那覇市年齢階級別自殺者数・割合(令和4年)

年齢	20歳	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳
	未満	歳	歳	歳	歳	歳	歳	以上
割合 (%)	2. 4	9.6	18. 1	19.3	12.0	16. 9	14. 5	7. 2

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 自殺日・住居地(令和4年)」

那覇市60歳以上男女別自殺者数・割合

	人数	割合 (%)
男性	87	82.9
女性	18	17.1

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(平成24年~28年)」

那覇市60歳以上男女別自殺者数・割合(令和4年)

	人数	割合 (%)
男性	25	78.1
女性	7	21.9

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 自殺日・住居地(令和4年)」

本市の平成28年度高齢者率は20.9%となっており、今後さらに増加していくことが予測されています。高齢者は配偶者や友人等との死別や離別による喪失感、身体疾患をきっかけに孤立や要介護状態になる等、複数の問題を抱えてきます。

また、地域との交流が希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、高齢者をとりまく介護に関する悩みについて公的な支援につながらないまま、親も子も高齢化していく家族が増えていくと推測され、自殺のリスクが高まる場合があることから、包括的な相談支援体制、早期の把握と見守り体制等が必要となります。

これらを踏まえ、高齢者に即した周知啓発の工夫を行い、包括的な支援のさらなる推進と地域での見守り体制の充実を図り、高齢者が生きがいをもちながら健康維持に取り組み、社会参加ができるように支援を推進します。

2 高齢者に関する自殺対策に向けた施策として

課題を踏まえ、以下のとおりの4つの項目について取組みを行います。

- ① 高齢者・家族への自殺対策に関連した周知啓発の促進
- ② 関係機関との連携推進及び支援者の育成
- ③ 高齢者、要介護者への社会参加など生きがいづくりの推進
- ④ 介護者への支援

【中間評価】

ちゃーがんじゅう課における高齢者・家族への自殺対策に関した周知啓発の 促進や総合相談、高齢者、要介護者への社会参加などの生きがいづくり推進に ついては、各地域包括支援センターによる認知症カフェ事業において、令和2 年の新型コロナウイルス感染症拡大に留意しながら実施方法を工夫し充実に取り組んだ結果、相談件数や実施回数及び参加者数も年々増えています。

また、高齢者の自殺志向の相談については、緊急性が高い場合や受診、家族 支援など、複数で対応しなければならないこともあり、職員の負担軽減につい ても検討する必要があります。

一般住民等を対象とする研修等の実施については、これまで取り組んできた 相談協力員へのゲートキーパーの研修開催は終了とし、相談協力員活動の中で の気づきによって支援に繋がることもあるため、研修については活動サポート とし、地域活動を主に取組んでいきます。

① 高齢者・家族への自殺対策に関連した周知啓発の促進

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	林石	争未・収配の	丁未 佩女	(自殺対策の視点)
ア	ちゃー	総合相談支援	・対象者:那覇市在住の65歳以上の高齢者とその	・高齢者やその家族の抱える
	がんじ		家族及び支援者、地域住民等	様々な問題から起こりうる、う
	ゅう課		・場所:那覇市地域包括支援センター、ちゃーがん	つ等に関する相談対応や支援を
			じゅう課等	行う。
			・内容:高齢者に関する様々な相談及びその支援	・高齢者やその家族の抱える問
				題に対し、地域の関係機関との
				連携を図り解決につなげる。

② 関係機関との連携推進及び支援者の育成

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	詠 位	事未" 収阻の	尹未帆女	(自殺対策の視点)
ア	ちゃー	那覇市高齢者虐待予	·頻度:年1回	・虐待を受けている高齢者及び
	がんじ	防対応ネットワーク	・対象:高齢者虐待に関連する医療・福祉・介護の	その養護者のうち、うつ等の精
	ゅう課	会議	関係機関や行政機関等	神症状があるものに対し、関係
			・内容:高齢者の虐待予防や早期発見及び支援に関	機関との連携を図り、必要な支
			する課題の共有や連携体制の構築を図る。	援へつなげる。
1	地域保	高齢者を見守る関係	悩んでいる方に気づき、傾聴、つなぎ、見守り等の	ゲートキーパーの役割、こころ
	健課	者へのゲートキーパ	門番としての役割を講座において周知する。内容	の健康について学ぶことで、気
		一養成研修会の実施	は、本市の自殺の現状、ゲートキーパーの役割、こ	づき、つなぐことへの担い手を
		(2019年度新	ころの健康(ストレスとセルフケア)等。	養成し、早期の自殺予防につな
		規)		げる。

③ 高齢者、要介護者への社会参加など生きがいづくりの推進

	== 夕	声类 取织刀	事光伽亚	生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	ちゃー	総合相談支援	・対象者:那覇市在住の65歳以上の高齢者とその	・高齢者やその家族の抱える
	がんじ	再掲)重点施策	家族及び支援者、地域住民等	様々な問題から起こりうる、う
	ゅう課	1 -①-ア	・場所:那覇市地域包括支援センター、ちゃーがん	つ等に関する相談対応や支援を
			じゅう課等	行う。
			・内容:高齢者に関する様々な相談及びその支援	・高齢者やその家族の抱える問
				題に対し、地域の関係機関との
				連携を図り解決につなげる。
1	ちゃー	一般介護予防事業	・対象者:那覇市在住の65歳以上の高齢者及びそ	・普段より地域とつながること
	がんじ		の支援に関わるもの	で、本人の居場所づくりや引き
	ゅう課		・場所:那覇市地域包括支援センター等	こもり予防ができ、悩みごとや
			・内容:介護予防の講話や実技等を地域の通いやす	うつの早期発見が可能となる。
			い場所で開催(うつ、引きこもり予防も含む)	
ウ	ちゃー	認知症カフェ	・対象者:那覇市在住の65歳以上の高齢者とその	・認知症の介護家族の抱える悩
	がんじ		家族及び支援者、地域住民等。	みや課題を共有し、介護うつの
	ゅう課		・場所:那覇市地域包括支援センター等。	予防や早期発見に努める。
			・内容:認知症当事者及び介護家族、支援者、地域	
			住民等が気軽に集い、認知症や介護に関する講話や	
			情報共有等を行う。	

④ 介護者への支援

	_			生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	ちゃー	総合相談支援	・対象者:那覇市在住の65歳以上の高齢者とその家	・高齢者やその家族の抱える
	がんじ	再掲)重点施策	族及び支援者、地域住民等	様々な問題から起こりうる、う
	ゅう課	1 - ① - ア	・場所:那覇市地域包括支援センター、ちゃーがんじ	つ等に関する相談対応や支援を
			ゆう課等	行う。
			・内容:高齢者に関する様々な相談及びその支援	・高齢者やその家族の抱える問
				題に対し、地域の関係機関との
				連携を図り解決につなげる。
1	地域保	精神保健福祉相談	精神保健福祉相談員が、本人や家族、関係者等からの	悩みの解決に向け、必要時、医
	健課	の実施	こころの健康に関する相談(電話・来所・訪問)を受	療機関や関係機関と連携して支
	*	再掲)基本施策	け、支援を行う。	援を行うことで自殺対策につな
		3-①-ア		がる。

重点施策(2) 生活困窮者の自殺対策

1 生活困窮者に関する自殺の現状と課題、施策の方向性

地域における自殺の基礎資料によると、平成24年~27年の本市の自殺原因・動機別割合では、経済・生活問題が16.4%で、健康問題について2番目に多いことから、経済的問題は自殺の大きな要因の一つであると考えられます。

那覇市統計書によると、本市の生活保護世帯・人員は、年々増加傾向にあり、人口千対あたりの保護率は平成28年度では38.38であり、国の16.9、県の24.95を上回っている状況にあります。

平成30年10月に厚労省が各自治体に発出した「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策の連携について」の中には、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間生観などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺対策については、「精神保健の視点だけでなく、本人の経済、生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」としています。

そのことを踏まえ、自殺対策としては、経済面の支援だけでなく、健康面や就労等、関係機関が連携し包括的に支援することが必要です。

そのためには、生活困窮に関する相談支援機関が、自殺の危機を示すサインに気づき、対応方法や相談機関の情報等の基礎知識を習得し、関係機関が切れ目のない支援ができるように連携の仕方を工夫し、その強化を図るとともに、自殺に関連する相談対応力がより向上できるように、人材の育成等を推進します。

2 生活困窮者に関する自殺対策に向けた施策として

課題を踏まえ、以下のとおりの3つの項目について取組みを行います。

- ① 生活困窮者自立支援制度との連動した自殺対策の推進
- ② 相談支援、人材育成の推進
- ③ 居場所づくりや生活支援の充実

【中間評価】

相談支援、人材育成の推進、こどもの貧困ソーシャルワーク研修では学習面だけでなく、居場所としての機能を充実させながらキャリア教育なども実施しています。こども達の将来への自立につながるよう工夫を行いながら支援を実施します。休塾状態になっている生徒へ電話連絡などで声掛けを行い、再開するなど居場所へ定着できるようになっています。

① 生活困窮者自立支援制度と連動した自殺対策の推進

	無夕	声类 取织刀	古光 柳	生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	保護管	生活困窮者自立相	生活困窮者の抱えている就労やその他の自立に関する	生活保護に至っていない生活困
	理課	談支援事業	相談支援業務を実施し、個々人のニーズに応じた支援	窮者に対する「第2のセーフテ
	*		が計画的かつ継続的に行われるよう支援プランを策定	ィネット」として、各々が抱え
			し、支援を行う。また、その計画に基づく各種支援が	る多様で複合的な問題について
			包括的に行われるよう関係機関等との連携体制を構築	の相談に応じ、必要な情報提供
			する。	及び助言を行うとともに、様々
			※自立支援計画を⇒支援プランへ変更	な支援を一体的かつ計画的に行
				うことにより、生活困窮者の自
				立の促進を図る。
1	保護管	福祉相談業務	専門の面接相談員が、相談者の状況を聴取し、他法他	相談者の状況に応じて、各種支
	理課	再掲)基本施策	施策の活用や生活保護制度の利用等について十分な理	援機関や生活保護等に繋げるこ
		3一①-カ	解が得られるよう丁寧な説明を行う。	とで、生活困窮からの脱却を図
				り、自殺予防や自立助長につな
				げる。
ウ	保護管	生活保護業務	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶	生活扶助等を支給するととも
	理課		助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の支給	に、健康で文化的な最低限度の
				生活を送れるよう被保護者の現
				状に応じた必要な助言・指導等
				を行うことで、その自立を助長
				する。

② 相談支援、人材育成の推進

	==	声类 取织力	事 茶柳	生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	地域保	相談対応支援者研	・本市関係課、相談業務を実施する関係機関の相談	各相談機関の支援者が自殺や精
	健課	修会	員・職員を対象に、「自殺志向の方への対応」等、自	神疾患等に対する正しい知識を
			殺に関連した精神保健福祉に関する研修を専門の講師	持ち、適切に対応できるよう、
			により実施する。	支援者の資質向上を図ることで
				自殺予防につなげる。
1	保護管	生活保護担当職員	ケースワーカー向けの各研修の実施	課題が多様化している生活保護
	理課	研修	·新任研修 ·新CW実務基礎研修 ·自立支援業務研	受給世帯に対し、適切に対応で
			修・他法他施策研修 等	きる相談援助技術の向上を図る

	無夕	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	課名	事業・収組の	事 未慨安	(自殺対策の視点)
ウ	保護管	子どもの貧困ソー	子どもの貧困対策のために配置される支援員研修の実	貧困家庭の特徴である親のネグ
	理課	シャルワーク研修	施	レクト(意図的かどうかは問わ
			・貧困を起因する学力不振、不登校、引きこもり等の	ない)および子どもの不安感に
			状態になっている児童・生徒を掘り起こし、実態を把	寄り添い、適切な人(第三者
			握して課題や原因を洗い出し、一人ひとりに適切な支	等)や社会資源との出会いによ
			援を行うため、支援員として必要な知識及び技能の習	って、前向きな力を引き出して
			得を目的とする。	いくための支援(エンパワメン
			・スーパービジョン	ト支援)を行う。また、支援者
			・スクールソーシャルワーク等	のフォローアップを行う。

③ 居場所づくりや生活支援の充実

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	W.T	李宋 4八吨07	并未 例文	(自殺対策の視点)
ア	保護管	子どもの貧困緊急	様々な要因で学習する環境が整っていない生活困窮状	個別学習支援による学力の向
	理課	対策事業(居場所	態の中学生(生活保護世帯を含む)を対象に、安心し	上、キャリア教育や生活改善支
		型学習支援事業)	て過ごし、学ぶことのできる場の提供を行う。	援等による意欲喚起を行うこと
		再掲)基本施策		により、自己肯定感を高め、自
		4-2-1		分の決めた進路へ進めるよう支
				援を行う。
1	保護管	子どもの貧困緊急	問題が複雑・多様化し様々な要因などで引きこもりや	安心して過ごし、自己肯定感を
	理課	対策事業(子ども	非行等の状態になっている生活困窮世帯(生活保護世	育み、学ぶことのできる居場所
		の包括的自立促進	帯を含む)の子どもを対象に、安心して過ごし、自己	の提供を行い、生活習慣の改善
		支援事業)	肯定感を育み、学ぶことのできる居場所の提供を行	や学習支援、就労支援等包括的
		再掲)基本施策	い、生活習慣の改善や学習支援、就労支援等包括的な	な支援を行うことで、将来的に
		4-②-ウ	支援を行う。	本人が自分の選んだ進路へ進め
				るよう支援を行う。
ウ	保護管	子供の貧困緊急対	児童館や公民館等の公共施設管理者が行う子どもの居	子ども達がより身近で見守りを
	理課	策(子どもの居場	場所や、より子どもの身近で地域のボランティア団体	行うことにより、子ども達が安
		所運営支援事業)	が運営する子どもの居場所へ運営補助を行う。	心して過ごせる場所を提供す
		再掲)基本施策		ა .
		4-②-エ		

重点施策(3) 勤務問題に関連する自殺対策

1 勤務問題に関する自殺の現状と課題、施策の方向性

平成29年7月の新たな自殺総合対策大綱において、「勤務問題による自殺対策が当面の重点施策」として新たに追加され、対策を推進することが掲げられました。

地域における自殺の基礎資料によると、自殺原因・動機別自殺者(全年齢)の割合では、勤務問題は4.1%であり、高い割合ではありません。しかし、地域自殺実態プロファイル2017によると、本市の自殺の特徴(属性)の一つとして、「40歳~59歳の男性、有職者(同居家族有り)」の自殺数は多く、その背景にある主な自殺の危機経路として、「配置転換や過労、職場の人間関係の悩み等」、勤務問題に関する背景があることが示されています。

自殺の原因には、必ずしも勤務問題があるとは言えませんが、職場の環境 (人間関係、配置転換等)によりさまざまな生活の変化も伴い、最終的に自 殺のリスクが高まることが予測されます。

那覇市自殺原因・動機別割合

健康問題	経済・生活 問題	家庭問題	男女問題	勤務問題	学校問題	その他	不詳
47.0%	16.4%	12.3%	3.5%	4.1%	0.6%	4.4%	11.7%

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(平成24年~27年)」

那覇市自殺原因・動機別割合(令和4年)

健康問題	経済・生活 問題	家庭問題	男女問題	勤務問題	学校問題	その他	不詳
35.8%	15.6%	15.6%	6.4%	5.5%	1.8%	1.8%	17.4%

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 自殺日・住居地(令和4年)」

本市は、中小企業が大半を占めており、事業所における従業員のメンタル ヘルス対策を課題としている事業所等の把握に努め、勤務に関する悩み、健 康に関する悩みを抱えた方に適切な相談・支援先が周知され、つながること ができるように、体制の整備を推進します。

また、過労自殺、ワーク・ライフ・バランス等に関する労働環境に関しては、国や県の動向を踏まえ、また国や県の事業、関係機関等に関する情報の 提供等を行いながら推進します。

2 勤務問題に関する自殺対策に向けた施策として

課題を踏まえ、以下のとおりの2つの項目について取組みを行います。

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ② 勤務問題と自殺リスクに関する周知の推進

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	か 口	ず未りが	ず木 帆女	(自殺対策の視点)
ア	健康増	地域職域協働による働	・職場が使える健康づくり関係の各種情報の提供(市	健康で働き続けるためには、
	進課	き盛り世代の健康づく	ホームページでの情報発信・チラシの配布等)を実	'健診' '栄養' '運動'
	*	り応援事業	施。	'喫煙' '飲酒' '休養'が
		(健康づくりの情報発	・職場における健康づくり推進訪問活動を実施(職場	重要であり、また長時間労働
		信、訪問活動、健康教	の実態把握や職場でできる健康づくり等の情報発信を	の実態やメンタルヘルスの課
		育)	行う)また、希望がある事業所に対して、セミナー及	題の把握を行い、ストレス発
			び出張による健康教育を行う。	散等について周知等を行う。
1	健康増	20-30代生活習慣	20-30歳代は、健診の機会が少なく特定健診の年	若い世代で健診をうける機会
	進課	病予防健診・保健指導	齢(40歳以上)に至る前に病気が進行して重症化す	が少ない市民が受診。健診結
		事業	ることがある。国民健康保険加入者以外の39歳以下	果の説明、日頃からの健康づ
			の市民にも、健診を実施し早期に自分のからだの状態	くりについて助言を行ってい
			を把握私生活改善に取り組むことで将来の生活習慣病	る。メンタルヘルスについて
			予防、医療費適正化等に資することを目的に実施	は、セルフケアの助言や必要
				時に受診の必要性の説明等を
				行っている。
ウ	健康増	特定健診後の保健指導	・20~30代健診(健康診査)や特定健診の結果をも	・健診後の保健指導を通じ
	進課	(20~30代健診を	とに、生活習慣病発症・重症化予防のための保健指導	て、心身の不調者の早期発
		含む)	を実施。	見、早期対応を行う。

② 勤務問題と自殺リスクに関する周知の推進

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	林石	争未・収配の	争未佩女	(自殺対策の視点)
ア	地域保	事業所等への自殺対策	既存の連携会議や事業所の会議等を活用して、リーフ	勤務・職場での問題(メタル
	健課	の啓発の取組み	レット等を配布し、自殺対策について普及・啓発を行	ヘルス等)をきっかけに自殺
			う。	に至ることを早期に予防す
				る 。

重点施策(4) 無職者・失業者の自殺対策

1 無職者・失業者に関する自殺の現状と課題、施策の方向性

地域自殺実態プロファイル2017によると、平成24年~28年の5年間の本市の職業別自殺者数の構成割合では、有職者が全体の30.6%であるのに比べて、無職者は全体の65.8%であり多く占めています。その内訳ではその他の無職者が43.7%、年金・雇用保険等生活者が13.7%、失業者が5.2%、主婦が3.2%となっています。

5年ごとの労働力調査(那覇市統計書)によると、本市の完全失業率は平成17年12.1%、平成22年9.5%、平成27年6.5%であり低下しながら推移している状況にあります。

那覇市職業別自殺者数の構成割合

有職者							
(30	(30.6%) 無職者 (65.8%			5.8%)			
被雇用・勤め人	自営・ 家族従事者	学生・ 生徒等	主婦	失業者	年金・ 雇用保険等 生活者	その他の無職者	不詳
24.5%	6.1%	2.0%	3.2%	5.2%	13.7%	43.7%	1.5%

※その他の無職者とは、利子・配当・家賃等生活者等

資料 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2017(平成24年~28年)」 那覇市職業別自殺者数の構成割合(令和4年)

			無職			
			無職者	(48.1%)		
有職者	学生・生徒	主婦	失業者	年金・ 雇用保険等 生活者	その他の無職者	不詳
44.6%	3.6%	7.2%	7.2%	22.9%	10.8%	3.6%

※その他の無職者とは、利子・配当・家賃等生活者等

資料 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料 自殺日・住居地(令和4年)」

有職者に比べて、無職者の自殺数の割合が高いことから、無職者・失業者の抱える問題が多岐にわたることを踏まえ、適切な支援を行うためには、相談体制等の充実を図り、必要な相談先を周知し、就労・自立を促進する必要があります。そのためには、生活困窮者自立相談支援事業との連携も図りながら推進します。

推進にあたっては、無職者・失業者対策を実施する国や県の動向を踏まえ、 情報共有と連携を図りながら実施します。

2 無職者・失業者に関する自殺対策に向けた施策として

課題を踏まえ、以下のとおりの2つの項目について取組みを行います。

- ①失業者等に対する相談窓口等の充実
- ②職業的自立に向けた支援の充実

① 失業者等に対する相談窓口等の充実

				生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
				(日秋刈束の税点)
ア	商工農	なはし創業・就職サポ	・事業名:なはし創業・就職サポートセンタ	健康面や自殺予防に関する支援
	水課	ートセンター運営事業	一運営事業	が必要な相談者がいる場合は、
		(就労相談窓口の開	・頻度:月~金(9時~18時)	関係課、国や県、関係支援機関
		設)	・内容:専門相談員が就職支援を行う。	等と連携して対応する。
1	保護管	生活困窮者自立相談支	生活困窮者の抱えている就労やその他の自立	生活保護に至っていない生活困
	理課	援事業	に関する相談支援業務を実施し、個々人の二	窮者に対する「第2のセーフテ
	*	再掲)重点施策	ーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行わ	ィネット」として、生活困窮者
		2 - ① - ア	れるよう支援プランを策定し、支援を行う。	が抱える多様で複合的な問題に
			また、その計画に基づく各種支援が包括的に	ついて、生活困窮者からの相談
			行われるよう関係機関等との連携体制を構築	に応じ、必要な情報提供及び助
			する。	言を行うとともに、様々支援を
			※自立支援計画を支援プランへ変更	一体的かつ計画的に行うことに
				より、生活困窮者の自立の促進
				を図る。

② 職業的自立へ向けた支援の充実

	-m./z	市 ₩ 100,000 7.	丰米加井	生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	商工農	なはし創業・就職サポ	・事業名:なはし創業・就職サポートセンタ	就職支援に関する各種セミナー
	水課	ートセンター運営事業	一運営事業	(履歴書の書き方、面接対策
		(就職支援セミナー実	・頻度:月5~6回	等)を実施することで、職業的
		施)	・内容:専門相談員が就職支援セミナーを実	自立を支援する。
			施する。	

重点施策(5) こども・若者の自殺対策

国において、令和4年の年間自殺者数は21,881 人と前年を上回り、 男性は中高年を中心に13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多 の514 人となっています。

また、令和4年10月に閣議決定された自殺対策大綱においてもこども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化が必要とされました。本市においても、それをうけ、こども・若者の自殺対策を重点施策として掲げ推進してまいります。

- ① SOSの出し方、気づきへの対応
- ② SOSの出し方に関する教育推進
- ③ 相談窓口の設置や居場所づくり、支援者に対する研修

① SOSの出し方、気づきへの対応

		ли ли		生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	学校教	SOSの出し方、気	保護者や児童生徒がSOSに気づき、行動ができるよ	・困難やストレスに対して、
	育課	づきへの啓発	う、文部科学省からのパンフレットや県教育委員会か	信頼できる大人へ助けの声を
	*		らの通知文を送布している。	あげることを学ぶことは生き
			年4回(6月、9月、12月、3月)の自殺予防に関	る支援になる。
			する予防月間等を通し、各学校へ啓発運動を徹底して	
			U \<.	
			また、いじめ防止啓発月間(6月)、いじめ防止強化	
			月間(9月)を通して、各学校へ啓発及び強化運動を	
			徹底していく	
1	地域保	若者向けこころの健康	若者(高校生や20歳代)が自らの心の健康を保ち、	若者が自らの心の健康を保
	健課	づくり研修会	ストレスへの対処や友人同士等に対して気づきやつな	ち、ストレスへの対処や友人
	*	再掲)基本施策	ぎの役割となれることを目的に、ゲートキーパーの役	同士等に対して気づきやつな
		2-②-ア	割、こころの健康(ストレスとセルフケア、SOSの出	ぎの役割となれることで自殺
			し方)について講座を実施。	予防につなげる。
ウ	平和交	「思春期の心と体」の	特定非営利活動法人おきなわCAPセンターへ、「思	早い時期から人権に関する意
	流・男	ための意識啓発事業	春期の心と体」のプログラム実施を委託。	識啓発を行うことで、いじめ
	女参画		対象:市内公立中学校全校	防止やデートDV防止、将来の
	課		場所:各中学校施設内(体育館・視聴覚室等)	DV防止につながると期待す
	*		この事業は、思春期の子どもたちのための「人間関係	ა .
			づくりを考える」プログラムであり、自己コントロー	このプログラムを通して、
			ル感を得ることや人間関係トラブルから自分を守る方	一人で悩まずに「誰かに相談
			法を学び、また、若年者同士の「デートDV等」の問題	する」、「自分は大切な存

課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
DN II	于水 · 机凹07	于不同文	(自殺対策の視点)
		を取り上げ、暴力やいじめの防止を図ることを目的と	在」と生徒に意識してもら
		する。	う。

② SOS の出し方に関する教育推進

	調夕	古类 取织刀	声光柳开	生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	学校教	SOSの出し方に関する	・内容:SOSの出し方教育を教育委員会と学校、地	・SOSの出し方教育は、地域・
	育課	教育推進	域、関係機関との連携でこども・家族の支援へつなげ	関係機関と連携して広げてい
	*		ることを目指す。	<.

③ 相談窓口の設置や居場所づくり、支援者に対する研修

			MONTO CIRCLES	生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	保護管	子どもの貧困ソーシャ	・子どもの貧困対策のために配置される支援員研修の 	貧困家庭の特徴である親のネ
	理課	ルワーク研修	実施	グレクト(意図的かどうかは
	*	再掲)重点施策	・貧困を起因する学力不振、不登校、引きこもり等の	問わない)および子どもの不
		2一②-ウ	状態になっている児童・生徒を掘り起こし、実態を把	安感に寄り添い、適切な人
			握して課題や原因を洗い出し、一人ひとりに適切な支	(第三者等)や社会資源との
			援を行うため、支援員として必要な知識及び技能の習	出会いによって、前向きな力
			得を目的とする。	を引き出していくための支援
			・スーパービジョン	(エンパワメント支援)を行
			・スクールソーシャルワーク 等	う。また、支援者のフォロー
				アップを行う。
1	保護管	子どもの貧困緊急対策	様々な要因で学習する環境が整っていない生活困窮状	個別学習支援による学力向
	理課	事業(居場所型学習支	態の中学生(生活保護世帯を含む)を対象に、安心し	上、キャリア教育や生活改善
	*	援事業)	て過ごし学ぶことのできる場の提供を行う。	支援等による意欲喚起を行う
		再掲)重点施策		ことにより、自己肯定感を高
		2一③-ア		め、自分の決めた進路へ進め
		再掲)基本施策		るよう支援を行う。
		4-2-1		
ウ	保護管	子どもの貧困緊急対策	問題が複雑・多様化し様々な要因などで引きこもりや	安心して過ごし、自己肯定感
	理課	事業(子どもの包括的	非行等の状態になっている生活困窮世帯(生活保護世	を育み、学ぶことのできる居
	*	自立促進支援事業)	帯を含む)の子どもを対象に、安心して過ごし、自己	場所の提供を行い、生活習慣
		再掲)重点施策	肯定感を育み、学ぶことのできる居場所の提供を行	の改善や学習支援、就労支援
		2-3-1		等包括的な支援を行うこと

I	課名 保護管 理課 ★	事業・取組み 再掲)基本施策 4-②-ウ 子供の貧困緊急対策 (子どもの居場所運営 支援事業) 再掲)重点施策	事業概要 い、生活習慣の改善や学習支援、就労支援等包括的な支援を行う。 児童館や公民館等の公共施設管理者が行う子どもの居場所や、より子どもの身近で地域のボランティア団体が運営する子どもの居場所へ運営補助を行う。	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点) で、将来的に本人が自分の選 んだ進路へ進めるよう支援を 行う。 子ども達がより身近で見守り を行うことにより、子ども達 が安心して過ごせる場所を提 供する。
		2-3-ウ 再掲)基本施策 4-2-エ		
オ	子育て 応援課 ★	子ども家庭総合支援拠点事業 (令和6年4月からこどもえがお相談課へ移行)	子どもと家庭に関する身近な相談場所として、窓口相 談や訪問等により世帯の実情を把握し継続的な支援を 行う。	育児相談への対応や養育支援 サービスの案内を通して子育 て中の方のストレスや不安を 軽減し、深刻な悩みのある方 については適切な機関へつな げることで養育者の自殺予防 につなげる。
カ	学校教育課★	電話・窓口相談	相談業務:児童生徒の問題行動等に対応するために、 心理士、指導主事を配置し、子どもや保護者、教師な どへの相談を行う。 相談内容:いじめや不登校についての相談、素行・問 題行動についての相談、情緒、行動面で気になる児童 生徒の相談、その他、学業・進路等	相談業務の中から、自殺予防 の早期発見、早期対応につな げる。
+	教育相 談課 ★	教育相談	相談業務:青少年問題に対応するために、心理士、教育相談員、指導主事を配置し、子どもや保護者、教師などへの相談を行う。 相談内容:不登校についての相談、素行・問題行動についての相談、情緒、行動面で気になる児童生徒の相談、その他、学業・進路等	青少年相談業務の中から、自 殺予防の早期発見、早期対応 につなげる。

4 生きる支援の関連施策

市が実施している事業の中で、「生きる支援」に関連する事業や取組みについて、自殺対策の視点を盛り込み、自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

① 関係者の連絡会議やネットワーク会議において、課題解決や連携の取組み

	課名	市 學	专业和证	生きることへの支援の視点
	誅石	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	健康増進	健康なは21(第2	「市民一人ひとりが健康づくりに取組み、健康長寿	市民会議参加団体は、市民の
	課	次)」健康づくり市民	を実現する~家庭・職場・地域もあなたの健康応援	健康づくり及び自らの健康づ
		会議	団〜」の実現をめざし、市民・地域・学校・職場・	くりに取り組むことを目的と
			保健医療関係団体・行政・保健ボランティアなどが	し、睡眠の重要性の理解と実
			相互に連携しながら、市民総がかりで健康づくりを	践、休養の確保と環境づくり
			推進していきために、「健康なは21(第2次)」	について取り組んでいる。
			健康づくり市民会議を設置	
1	地域保健	アルコール健康障害庁	市庁内2課において、アルコール依存症やこころの	アルコール依存症は自殺に至
	課	内2課合同の取組み	健康保持に支障がある方等について、健康予防、早	ることに留意し、アルコール
	健康増進	(連携会)	期発見、重症化予防、障がい予防の視点で、課題を	に伴う問題の重症化の予防に
	課		解決する為の連携会を実施し、リーフレットの配布	関して連携のあり方、取組み
			やパネル展示等の取組みを話し合う。	を話し合うことで、アルコー
				ル問題による自殺予防を図
				る。
ウ	地域保健	産婦人科連絡会議	那覇市の周産期保健に関する現状と課題の共有、課	育児不安や産後うつ、妊産婦
	課		題解決に向けた各機関の取組みの確認、連携のあり	への支援に関して連携のあり
			方について協議	方、仕組みを話し合うこと
				で、支援の必要な妊産婦に対
				応でき、ひいては自殺予防に
				つなげる。
I	障がい福	権利擁護ネットワーク	障がい者虐待や障がい者差別に関する事例の情報共	障害者虐待防止法、障害者差
	祉課	会議	有、事案の解決に向けて関係機関で協議を行い、虐	別解消法に基づき、障がい者
	*		待の未然防止や早期発見、障がい者差別解消の推進	の権利擁護の推進に関する取
			を目的に設置している。	り組みを効果的かつ円滑に実
				施していく。

② 一般住民等を対象とする研修等の実施

	-m.47	市 學	专业和证	生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	ちゃーが	相談協力員向け研修	・実施事業:地域見守りネットワーク事業の一環	・高齢者は、うつから自殺に
	んじゅう		・対象者:市が委託し地域包括支援センター圏域で	つながりやすいことや増加し
	課		相談協力員として活動するボランティア	ている傾向もあることから、
	*		・頻度等:18か所の地域包括支援センターにて定	うつについての理解を深め、
			例会等を活用したり、年1回市主催の全体研修等	医療や支援を必要としている
			・内容:認知症及び高齢者のうつについての普及啓	高齢者の早期発見により、包
			発	括支援センターへつなげる。
			研修は終了し、(3)相談窓口の実施等へ相談員活	事業の見直しにより終了。
			動等とし事業を見直した。	

③ 相談窓口の実施、市民向け講演会や講座・イベント等の開催

	● 作成芯口の大池、中区内の構度器で構度 「ハント 寺の用庫」					
		生きることへの支援の視点				
	ък п	力米 · 4///1107	サベルス	(自殺対策の視点)		
ア	地域保健	難病患者への支援	・地域で生活する難病患者やその家族が抱える疾患	地域で生活する難病患者やそ		
	課		や日常生活上の悩みに対して、保健師などが個別の	の家族の中に自殺リスクの高		
			相談や訪問指導等を行っている。	い方がいた場合には、相談に		
				応じ、こころの健康支援へつ		
				なぐ。		
1	健康増進	健康相談(電話・窓	一般の健康相談(電話・窓口)を実施	メンタルヘルスの相談内容に		
	課	□)		ついては、セルフケアの助言		
				や受診の必要性の説明等を実		
				施。また、必要時には関係機		
				関の紹介を実施。		
ウ	ちゃーが	介護予防把握事業	・実施事業:介護予防・日常生活支援総合事業	・高齢者のうつ状態にあるも		
	んじゅう		・対象者:要介護認定を持っていない65歳以上の	のを早期に把握し、うつにつ		
	課		高齢者	いての理解や必要な支援へつ		
			・事業内容:運動や栄養、認知機能の低下やうつ等	なげる。		
			の状態にある高齢者を早期に把握するため、基本チ			
			ェックリストの活用を図る。			
I	子育て応	育児支援家庭訪問事業	育児支援が必要な対象者に、家庭内での育児に関す	家庭訪問により、育児不安や		
	援課		る具体的な援助、技術指導及び相談指導により、安	育児ストレスの軽減を図り、		
			定した児童の養育が可能になるよう家庭訪問を実施	産後うつの早期発見及び予防		
			している。	により自殺対策につながって		
				いる。		

	-m 42	±₩ , π-40.3		生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
才	ちゃーが	相談協力員の活動等	・実施事業:那覇市見守りネットワーク事業	高齢者のうつ等から自殺につ
	んじゅう	(追加)	・活動内容:相談協力員は、市が委託している地域	ながり、増加している傾向も
	課		包括支援センター圏域で、見守り活動等を通し、保	あることから、うつについて
	*		健福祉サービスや包括支援センターの紹介、つなぎ	の理解を深め、医療や支援を
			等を行っている。また、活動の充実を目的とした研	必要としている高齢者を早期
			修会(認知症及び高齢者のうつ等についての普及啓	発見し、地域包括支援センタ
			発) や連絡会へも参加している。	ーへつなげる。
カ	地域保健	若年妊産婦の居場所	10代のママの居場所	10代の妊娠・出産・育児に
	課	「ねいろ」	妊娠・出産・育児の相談や仕事のためのサポートキ	ついては、対応力や経済的に
	(令和5	(追加)	ャリア相談等一人一人の希望に合わせた相談	も不安定で多問題のことが多
	年度ま		居場所への送迎(希望者)やLINE相談を実施してい	く、自殺の要因となることも
	で)		る。(委託事業)	多いため早期に支援を開始す
	*			る。
+	障がい福	障がい者相談支援事業	障がいのある人やその家族、支援者等からの相談に	障がいのある人が自立した日
	祉課	(追加)	応じ、福祉サービスや社会資源に関する情報の提供	常生活又は社会生活を営むこ
	*		や権利擁護のために必要な援助を行う。	とができるよう支援を行う。
ク	障がい福	発達障がい者サポート	発達障がい児者のライフステージに応じた地域での	発達障害のある人の円滑な社
	祉課	事業(追加)	生活を支援するため、発達障がい児者本人、その家	会生活の推進を図るため、保
	*		族及び支援者に対する相談支援、居場所や活動の提	健、医療、福祉、教育等関係
			供、研修等を実施し、発達障がい児者の福祉の向上	機関と連携し、発達障害のあ
			を図る。	る本人及びその家族への支援
				を行う。
ケ	福祉政策	安心生活創造推進事業	「地域見守り隊」の結成による安心安全安否確認の	地域で困っている人を見つけ
	課	(地域見守り隊)	ための訪問活動の推進。	て声をかけ、支えあってい
	*	(追加)	ティッシュ配布による安否確認事業をする。	<.
			緊急医療情報キットを要援護者宅に設置し、体調不	
			良などのいざという時に備える。地域で困っている	
			人を見つけて声をかけ、支えあっていく。	
⊐	学校教育	電話・窓口相談	相談業務:児童生徒の問題行動等に対応するため	相談業務の中から、自殺予防
	課		に、心理士、指導主事を配置し、子どもや保護者、	の早期発見、早期対応につな
	*		教師などへの相談を行う。	げる。
			相談内容:いじめや不登校についての相談、素行・	

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
			問題行動についての相談、情緒、行動面で気になる 児童生徒の相談、その他、学業・進路等	(日秋刈水の九流)
Ħ	教育相談課	教育相談	相談業務:青少年問題に対応するために、心理士、 教育相談員、指導主事を配置し、子どもや保護者、 教師などへの相談を行う。 相談内容:不登校についての相談、素行・問題行動 についての相談、情緒、行動面で気になる児童生徒 の相談、その他、学業・進路等	(青少年) 少年相談業務の中から、自殺予防の早期発見、早期対応につなげる。
シ	ちゃーが んじゅう 課	一般高齢者向け介護予 防教室	・実施事業:一般高齢者教室やがんじゅう教室等 ・対象者:65歳以上の高齢者 ・頻度等:18か所の地域包括支援センターにて地 域の課題等に応じて開催 ・内容:認知症及び高齢者のうつについての普及啓 発	・高齢者のうつから自殺につながりやすいことや増加している傾向もあることから、高齢者自身にもうつについての理解を深め、早期発見・早期受診等の必要な医療・支援へつなげる。

④ 周知用のリーフレットや啓発グッズ等の作成、活用

	=== 夕	声类	市光 柳亚	生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	平和交	DV相談カード	・相談室「ダイヤルうない」についてのカードやリ	相談室「ダイヤルうない」を
	流・男女	DVリーフレット	ーフレットを作成。	周知することで、悩みを抱え
	参画課	なは女性センターリー	・DV相談カードは、なは女性センター内や、市庁舎	ている方がひとりで悩まず
		フレット	の女性トイレ(各個室)に設置。	に、電話相談を活用してもら
			・DVリーフレット、なは女性センターリーフレット	う。
			は、なは女性センターや関係機関に設置	

⑤ メディアを活用した啓発

	-m./z	市光 1000 7.	专业和证	生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	平和交	ホームページによる相	・なは女性センターのホームページで、相談室「ダ	沖縄県警察本部は、年中無休
	流・男女	談窓口の案内	イヤルうない」を含め、那覇市保護管理課や、沖縄	で24時間対応の相談機関で
	参画課		県女性相談所、沖縄県警察本部など、関係相談機関	ある。警察はじめ、関係機関
			を一覧で案内している。	の相談窓口を広く周知するこ
				とで、悩みを抱えている方
				が、相談したい時にすぐに対

== 夕	声类	事業概要	生きることへの支援の視点
課名	事業・取組み		(自殺対策の視点)
			応可能な相談機関につながる
			ことで、相談者の悩みや不安
			が軽減される。

⑥ 自殺未遂者等への支援

	-m./cr	市學 50007.	专业和证	生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	(自殺対策の視点)
ア	救急課	自傷行為者の救命、搬	自損行為の方への救命や医療機関への搬送業務及	必要な方へ相談窓口を知らせ
		送	び、必要な方にレスキューカードを説明し、手渡し	ることで自殺予防につなげ
		自殺未遂者支援として	する。	ა .
		レスキューカード		
		の提供		

⑦ こどもたちに関する教育の実施

	≕々	課名 事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	林石	争未・収配の	争未佩女	(自殺対策の視点)
ア	平和交	「思春期の心と体」の	特定非営利活動法人おきなわCAPセンターへ、	早い時期から人権に関する意
	流・男女	ための意識啓発事業	「思春期の心と体」のプログラム実施を委託。	識啓発を行うことで、いじめ
	参画課		対象:市立中学全校	防止やデートDV防止、将来の
	*		場所:各中学校施設内(体育館・視聴覚室等)	DV防止につながると期待す
			この事業は、思春期の子どもたちのための「人間関	ప 。
			係づくりを考える」プログラムであり、自己コント	このプログラムを通して、
			ロール感を得ることや人間関係トラブルから自分を	一人で悩まずに「誰かに相談
			守る方法を学び、また、若年者同士の「デート DV	する」、「自分は大切な存
			等」の問題を取り上げ、暴力やいじめの防止を図る	在」と生徒に意識してもら
			ことを目的とする。	う。

⑧ 失業者等に対する相談窓口等の充実

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	林伯	サ未・収配の	争未佩女	(自殺対策の視点)
ア	保護管理	住居確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又	対象者の家賃等の生活面の不
	課		は喪失するおそれのある者に、家賃相当分の住居確	安を軽減し、求職活動を行う
			保給付金を一定期間支給する。	環境を整え、早期の就職及び

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点
	林伯	争未・収配の	争未佩女	(自殺対策の視点)
				生活の立て直しが出来るよう
				支援を行う。
1	保護管理	一時生活支援事業	一定の住居を持たない生活困窮者に対し宿泊場所や	宿泊場所の供与、食事の提供
	課		食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給	及び衣類その他日常生活を営
			又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要な	むのに必要となる物資の提供
			サービスを提供する。また、関係機関や民間のホー	や就労支援等を行うことによ
			ムレス支援団体と連携を図りながら、本人の状況に	って、安定した生活を営める
			応じて生活や健康面、就労等についての相談や支援	よう支援を行い、ホームレス
			を行う。	生活からの脱却及びホームレ
				ス化を防止し、その者の社会
				的な自立を支援する。

⑨ 職場のメンタルヘルスや職場環境に関すること

	課名	事業・取組み	事業概要	生きることへの支援の視点 (自殺対策の視点)
ア	人事課	メンタルヘルス対策事業	・メンタルヘルス研修(セルフケア、ラインケア、 アルコール研修) ・対象:職員 ・職員自身の心の健康づくり能力を高め、メンタル ヘルス関連知識の普及啓発を行い、発症予防や不調 者の早期発見・早期対応につなげる。	市民の一員である職員自身の 心身の健康づくりを通して、 セルフケア能力を高めること で、問題を抱える人の早期発 見・早期支援、横断的連携に つながる。
1	人事課	メンタルヘルス相談事業	・対象:全職員 ・内容:心身の不調者の早期発見、早期対応を目的 に、産業医・保健師・メンタルヘルス相談員によ る、健康相談を行う。 ・頻度:産業医(月3回)、保健師・メンタルヘル ス相談員は毎日対応	
ウ	人事課 教育委員 会総務課	ノー残業デイのすすめ	・対象:全職員 ・内容:毎週水曜日はノー残業デイとし、全庁的に 朝礼などで周知を図る。さらに8月はノー残業デイ 強化月間とし、毎週水曜は定時退庁を促し、やむを 得ず残業を行う場合は報告と同一週内での振替を促 す。	職員の心身の健康を保ち、ワークライフバランスを推進する

				生きることへの支援の視点
	課名	事業・取組み	事業概要	 (自殺対策の視点)
I	 人事課	ストレスチェック	 対象:市長事務部局・教育委員会の市費負担職員	職員自身のストレスへの気づ
	教育委員		(臨時職員・休職中等、一部対象外職員あり)	きを促し、その対処を支援す
	会総務課		頻度:年1回	ることや職場環境の改善を通
			^^~~ 内容:調査票を提出させ、調査結果を個人別に配布	じてメンタルヘルス不調者と
				なることを未然に防止する一
				次予防を目的とする。
+	教育委員		- 対象者:管理監督 (G長相当以上) 職及び学校に	働きやすい職場環境づくり
	会総務課	止研修	おける管理職と希望する職員。	で、職員の心身の健康を保持
	五州心乃成		・内容:パワーハラスメント・セクシュアルハラス	する。
			メントの定義、現状や事例、防止策について、管理	9 00
			職等のみならず、全職員が共通理解することを目的	
			に実施	
カ	 人事課	長時間労働による健康	・対象:市職員(正規)のうち、1月あたり45時	
//	八争砵	2 1 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21		
		障害防止措置	間を超える職員	うな職員の早期発見早期対処
			・内容:所属長等が対象職員について、面接等によ	につなげ、過労死等の健康障
			り疲労蓄積・健康状態等について確認し、可能な場	害防止を図る。
			合は対象職員の業務縮減策を講じ、所属長所見を人	
			事課宛に報告する。	
			・頻度:月1回	
+	人事課	長時間労働者への医師	・対象:1月あたり45時間を越える職員で所属長	
		による健康相談	より報告があった中より、産業医、保健師、所属長	
			にて健康相談の必要があると判断した職員	
			・内容:産業医による健康相談	
			・頻度:月2回	

第4章 自殺対策の推進体制

1 那覇市自殺対策関係機関連絡会議(外部会議)

医療・福祉・教育・経済労働などの関係機関及び民間団体を構成員とし、 構成団体自らもそれぞれの団体ができる自殺対策の取組みを行い、年1~2 回自殺に関連する課題共有や情報提供等を行い、進捗状況を報告するととも に、各機関等との密接な連携を確保し、本市における自殺対策の効果的な推 進を図ります。

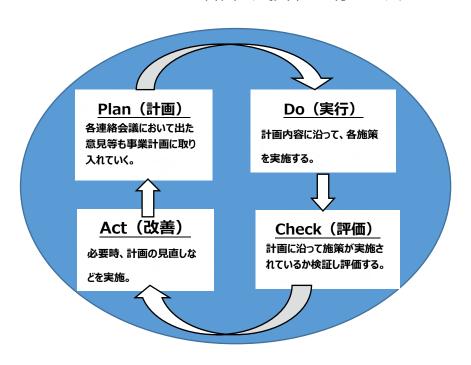
2 那覇市自殺対策関係機関連絡会議 (庁内会議)

自殺対策を推進することは市全体で取り組むべき課題です。自殺対策において主に、重点施策に対応した自殺対策に関連のある市の関係課長を構成員とし、本市の自殺対策を推進するために、庁内の横断的体制を整えます。

3 計画の進捗管理

本計画に基づく自殺対策の取組み施策を着実に推進するために、「那覇市 自殺対策関係機関連絡会議(庁内会議)」において、進捗状況の報告、確認、 課題等の情報を共有していきます。

また、関係機関・団体で構成する「那覇市自殺対策関係機関連絡会議(外部会議)」においては、「那覇市自殺対策関係機関連絡会議(庁内会議)」で出された取組み状況や課題等を報告し、意見交換を行い、継続的な改善を図るために PDCA サイクルによる計画の進捗管理を行います。



4 自殺対策推進体制図

那覇市自殺対策関係機関連絡会議

·報告 ·意見 ·評価等



※朱字令和6年度追加·変更

関係機関 (外部会議)

	関係機関(外部会議)
分野	機関名
	那覇市医師会
	<救急告示病院>
	那覇市立病院
	大浜第一病院
	沖縄赤十字病院
医療	沖縄協同病院
	オリブ山病院
	おもろまち
	メディカルセンター
	大道中央病院
	<精神科病院>
	天久台病院
	田崎病院
	オリブ山病院
	精神科医師
	那覇地区薬剤師会
法律	沖縄弁護士会
	司法書士会代表者
行政	那覇警察署生活安全課
	豊見城警察署生活安全課
労働・	商工会議所
就労	労働基準監督署等
相談	沖縄いのちの電話
福祉	那覇市社会福祉協議会
地域	那覇港管理組合
	那覇市民生委員児童委員連
	合会

関係課 (庁内会議)

部	関係課		
	人事課		
総務部	平和交流・男女参画		
	課 (女性センタ		
	-)		
市民文化部	市民生活安全課		
経済観光部	商工農水課		
	ちゃーがんじゅう課		
福祉部	障がい福祉課		
	保護管理課		
	福祉政策課		
こどもみら	子育て応援課から		
い部	こどもえがお相談課		
	(課名変更予定)		
	こども政策課		
消防局	救急課		
生涯学習部	総務課		
	中央図書館		
学校教育部	学校教育課		
	教育相談課		
健康部	地域保健課		
	健康増進課		
その他必要な	以関係課		

中間評価及びまとめ

第1 中間評価について

1 中間評価の概要について

「那覇市自殺対策計画」(以下、「本計画」という。)では、「誰も自殺においこまれることのない那覇市の実現」を目指す姿とし、基本施策としては、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基本的な取り組みで、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「自殺対策の啓発と相談対応」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つとしています。また、重点施策としては、本市の地域自殺実態プロファイル等から、今後、重点的に取り組む課題としてあげられ、強化して取り組むことが推奨されている「高齢者の自殺対策」、「生活困窮者の自殺対策」、「勤務問題に関連した自殺対策」、

「無職者・失業者の自殺対策」の4つとしています。さらに、**生きる支援の 関連施策**としては、自殺対策に資する庁内の関連する事業・取り組みとして まとめ、自殺予防に取り組んできました。

本計画策定時に「計画期間を令和元年度(2019年度)から令和9年度(2027年度)までの9年間」とし、5年に一度を目安として後半の施策を検討することとしており、令和5年度(2023年度)に中間評価を実施しました。

中間評価は、令和元年度から令和4年度までに本市関係課で実施した事業 についての評価を行い、その結果をもとに「那覇市自殺対策関係機関連絡会 議(庁内及び外部会議)」で評価を行いました。

2 本計画の概要

わが国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。国は平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、翌年には、「自殺総合対策大綱」が策定され、自殺を社会の問題と捉えた基本理念を定め、総合的な自殺対策が進められるようになりました。

全国の自殺者数は、国、地方公共団体、民間団体等が一丸となって総合的な取り組みを行ってきた結果、当時3万人を超えていた自殺者数は、直近では約2万人まで減少してきており、着実に成果をあげてきているものと考えます。

一方で、令和4年の年間自殺者数は21,881人と前年を上回り、男性は中高年を中心に13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となりました。

本市における自殺予防対策として、平成25年度より関係機関や団体、庁 内関係課を構成員とした「那覇市自殺対策関係機関連絡会議」を設置・開催 し、自殺対策の取り組みを進めてきました。平成28年3月には「自殺対策 基本法」が改正され、法第13条において、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」の策定が求められたことから、本市では、『誰も自殺に追い込まれることのない那覇市の実現』を目指し、令和元年7月に計画を策定しました。

このたび、令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」 に基づき、令和5年度の中間評価・見直しを行いました。

3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条の第2項に基づき策定した市町村自殺 対策計画です。

国の「自殺総合対策大綱」や沖縄県の「沖縄県自殺対策行動計画」の方向性との整合性を図るとともに、地域の実情に応じた内容となるよう策定しております。

4 計画の期間

令和元年度(2019年度)から令和9年度(2027年度)までの9年間

5 計画の目標

国は、「自殺総合対策大綱」において、「2026年までに人口10万人 当たりの自殺者数(自殺死亡率)を2015年と比べて30%以上減少させ る」としています。

本市においても、そのことに合わせて第5次那覇市総合計画において、自 殺対策の目標値を人口10万人あたりの自殺死亡率及び自殺者数を以下のと おり定めていることから、本市は当面の目標値として、2012年の年間の 自殺死亡率21.9(人数70人)を2027年(令和9年)までに自殺死 亡率を16.8以下(自殺者数約53人)にすることを目指します。

(2012年) → (2027年: 令和9年) 自殺死亡率21.9(人数70人)→自殺死亡率16.8以下(人数約53人)

第2 中間評価結果について

1 令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)までに本市 関係課が実施した事業について下記のとおり評価を行いました。

本計画の評価方法 (関係課からのヒアリング及び会議にて実施)

- (1)各所管課の実施事業の進捗確認及び評価 関係課は毎年進捗確認シートにて自己評価
- (2) 新たに追加する項目、指標の検討
- (3)「那覇市自殺対策関係機関連絡会議」
- (4) 地域自殺実態プロファイル等からの反映

主に下記についてまとめた。

(1) 関係課の事業について

関係課においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止や、感染拡大防止対策を講じたうえで、規模の縮小や参加人員の制限などが行われました。特に、保健所においては、新型コロナウイルス対策に従事する一方で令和3年度までの間は、事業の縮小や会議を実施できない状況がありました。

一方で、研修については、オンライン等実施方法を工夫した研修を実施するなどおおむね目標どおり取り組みが行われました。

地域保健課においては、コロナ禍の中で、こころの健康に対する普及啓発目的で、コロナワクチン集団接種会場や本市のホームページへこころの健康づくりに関する情報を発信しました。自殺予防対策事業のさらなる推進のため、自殺予防対策に関わる予算を増額し、こころの相談員事業やこども・若者向けにレスキューカードの作成・配布等自殺予防のための支援に取り組んできました。

各関係課においても、重点施策である高齢者の自殺予防対策について、ちゃーがんじゅう課では、コロナ禍においても18か所の地域包括支援センター等が、事業を工夫しながら取り組んでいた成果として実施回数や参加者の増加がみられました。

保護管理課の那覇市就職・生活なんでも相談会では、コロナ禍においては、 ひとり親家庭を対象に「ひとり親家庭相談会」や、多重債務者等を対象に 「心とお金の相談会」を実施するなど社会情勢に合わせた支援を実施しまし た。

平成27年度の「那覇市自殺対策関係機関連絡会議」においては、T大橋フェンスの改善策を求める意見が出され、転落防止柵の設置に向けて取り組んできた結果、<u>令和2年2月に那覇港管理組合より、転落防止柵の設置完了</u>の報告がありました。

T大橋における自損の統計:転落防止柵設置前平成26年から平成30年の5年間は23件(平均4.6件/年)、転落防止柵を設置した令和元年から令和5年現在(10.1現在)は9件(平均1.8件/年)となっています。令和2年以降はコロナ禍もあり一概にはいえませんが、減少しています。

(2) 及び(3) について

「那覇市自殺対策関係機関連絡会議」で検討を行った結果、令和6年度以降の計画では、国において、令和4年の小中高生の自殺者数が最多となっていること、また、本市においても令和4年には20歳未満の若者の自殺者がみられたことから、重点事業として、こども・若者の自殺対策を追加し、取組みを強化する必要があります。

那覇市社会福祉協議会の報告では、新型コロナウイルス特例貸付の状況について、経済苦や元々疾患を持っている方がコロナ禍で経済苦に陥ったというケースが増えています。最終的に42,000件、貸付額165億円を那覇市だけで貸付しています。令和5年の1月からは、償還に向けた手続きを行っており、5割の方は返済が必要で、その内1割の方が償還しており、他の方は回答がない状況です。

個人事業主やタクシー運転手、高齢で60代以降から再就職が難しいといった方の相談が多く、経済苦が起因しての疾患悪化も予測される報告があり、生活困窮についてもさらなる取組みが重要と考えます。

弁護士会、司法書士会からも自己破産の相談や家族問題など複合的な問題を抱えている相談の増加の報告もありました。那覇市パーソナルサポートセンターからもひきこもりや貧困に関する相談も多い中、対象者や家族に発達の特性があることも多いため、伴走型支援で対応しています。

また、多問題世帯や女性、性的マイノリティなど生きづらさを抱える対象者への支援について、引き続き、基本施策の事業を行います。新たに、福祉政策課や障がい福祉課、こどもみらい部で実施している事業を自殺予防対策として組み込むことになりました。

ライフラインのひとつである水道事業の担当である上下水道局料金サービス課も、料金滞納などを通して生活困窮に係る情報を早期に把握できることから、「那覇市自殺対策関係機関連絡会議」に参加し、庁内組織の一員として連携することを共有しました。

(4) について

地域自殺実態プロファイルでは、2018年~2022年までの那覇市の 自殺者の特性として、多い順に、「男性60歳以上無職同居」、「男性60 歳以上無職独居」、「男性40~59歳有職同居」、「男性40~59歳有 職独居」、「女性40~59歳無職同居」となっています。仕事、健康面、 経済面、過労、人間関係等の背景が気になります。自殺リスクを低下させる ため、地域の生きる支援に関する取組みを引き続き推進していくことが重要 です。

本市の重点施策の1)高齢者、2)生活困窮者、3)勤務問題、4)無職者・ 失業者の自殺対策は継続して重点事業として取り組みます。

2 【目標値】

本市における人口動態での自殺者数や自殺死亡率(人口10万人あたり) は、次のとおり推移しています。

2018年(平成30年)には43人(13.30)、2020年(令和2年)には37人(11.74)で目標値を達成していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけて2020年(令和2年)以降は増加に転じ、2022年(令和4年)は2015年(平成27年)以降最大の自殺者数となっており目標値を大幅に超えております。

【目標值】

	1	1	1
 評価項目		目標値	実績値
計画項目	2012年	2027年	2022年
自殺死亡率	21.9	16.8	20.88
自殺者数(人)	70	53	65

人口動態統計

第3 今後の取組みについて

計画の自殺者を30%減らすという目標値は単年度で評価できるものではなく、本市においては令和元年までは目標値を達成しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をうけて、令和4年の自殺者数が最多となっています。今後も自殺者が減るよう、さらなる連携及び強化が必要です。

また、自殺者を減らす取組みや自殺リスクを減らす取組みは、地域保健課だけでは、重点事業となる勤務問題や無職者・失業者対策について対応することが困難なため、労働や経済に関係する課や関係機関及び団体の課題にあわせた対応をしていく必要があります。現在実施している「那覇市自殺対策関係機関連絡会議」の実施方法や参加する民間団体、機関等についてさらに検討していく必要があります。

令和4年の自殺者の統計で20歳未満の自殺者がでたことを踏まえ、令和6年度以降の計画においては、こども・若者の自殺対策を重点事業として位置付けることが「那覇市自殺対策関係機関連絡会議」の中で決定されました。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、引き続き、 行政機関、関係機関、民間団体、企業、市民が連携・協働し、保健、医療、福祉、教育、労働その他関係機関が有機的に連携した自殺対策を総合的に推進し ていきます。

【中間評価の総括】

本計画では、自殺対策を総合的に推進するため、5つの基本方針(1)生きることの包括的な支援、(2)関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開(3)対策の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

(4) 実践と啓発を両輪として推進(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進を掲げ、本市13課、基本施策36事業、重点事業24事業(再掲)、生きる支援事業24事業(再掲)を関係課の事業として実施しております。

主な主管課となっている地域保健課(保健所)では、自殺予防対策として、ゲートーキーパー養成研修やこころの相談員事業、自殺未遂者支援事業等の地域の自殺対策を推進する取組みが行われ自殺予防支援に努めています。

また、地域コミュニティの連携強化については、那覇市社会福祉協議会や 弁護士会、司法書士会、医師会をはじめとする関係機関と会議等で意見交換 することによって、研修企画の相談や支援の受け皿としての民間団体と支援 につながるネットワークを構築していく必要性があることが「那覇市自殺対 策関係機関連絡会議(外部会議)」で話し合われました。

本市においては、市民からの精神保健福祉に関する相談においても、こころの心療クリニックの予約が2~3か月待ちという現状があり、その対応についても医療機関との連携が必要と考えます。

本計画にはない、ひきこもりや、性的マイノリティに対する支援、生きづらさを抱える方への支援については、その特性から支援が困難な場合もあるため、こどもみらい部、障がい福祉課や福祉政策課などの関係部課と連携し、後半の計画の対策を推進していきます。

第4 後半4年間の推進の考え方

この中間評価を踏まえ、後半4年間においては、本計画による取組みを継続しつつ、自殺に関する基礎的な知識についての一層の普及啓発のほか、障がいのある方のための地域福祉の関係課の事業を追加、また生活や就労における支援や相談体制の充実などについて地域の実情を勘案しながら取り組みます。

これらの取組みは行政機関だけでなく、自殺対策に関わる関連団体とも課題 を共有し推進していきます。 自殺対策を庁内関係課だけでなく那覇市全体で推進できるようSNSなどを活用 した広報を強化し、今後も行政職員や福祉サービスを提供する介護従事者、子 育て支援の関係者、学校職員等あらゆるライフステージにあわせた支援者がゲ ートーキーパーとなれるよう研修体制を構築していきます。

【自殺対策の推進体制】

構成機関

区分	
(1)保健・医療・福祉	那覇市医師会 産業保健センター
	市内精神科病院
	市内救急告示病院
	那覇市社会福祉協議会
	那覇市民生委員・児童委員連合会
	保護管理課、福祉政策課
	ちゃーがんじゅう課、障がい福祉課
	子育て応援課、こども政策課
	健康増進課、地域保健課
(2)警察・消防	那覇警察署生活安全課
	豊見城警察署生活安全課
	消防局 救急課
(3)教育	学校教育課、教育相談課
	総務課、中央図書館
(4)労働	那覇労働基準監督署
	那覇商工会議所
	商工農水課、人事課
(5)司法	沖縄弁護士会、沖縄司法書士会
(6) その他	平和交流・男女参画課、市民生活安全課
	上下水道局料金サービス課
	沖縄いのちの電話
	那覇地区薬剤師会

